

給排水指定工事店説明会

1. 占用申請について
2. 占用申請書類作成方法
3. 取付管設置標準図作成方法
4. 占用申請書類作成の補足事項
5. 国・県管理道路の占用書類
6. その他、ご連絡事項

平成30年3月7日
豊田市上下水道局



料金課 給排水担当

-
1. 占用申請について
 2. 占用申請書類作成方法
 3. 取付管設置標準図作成方法
 4. 占用申請書類作成の補足事項
 5. 国・県管理道路の占用書類
 6. その他、ご連絡事項

今後の占用申請について

下水取付管の占用書類を指定工事店様で作成していただきます。

平成30年7月申請分より変更

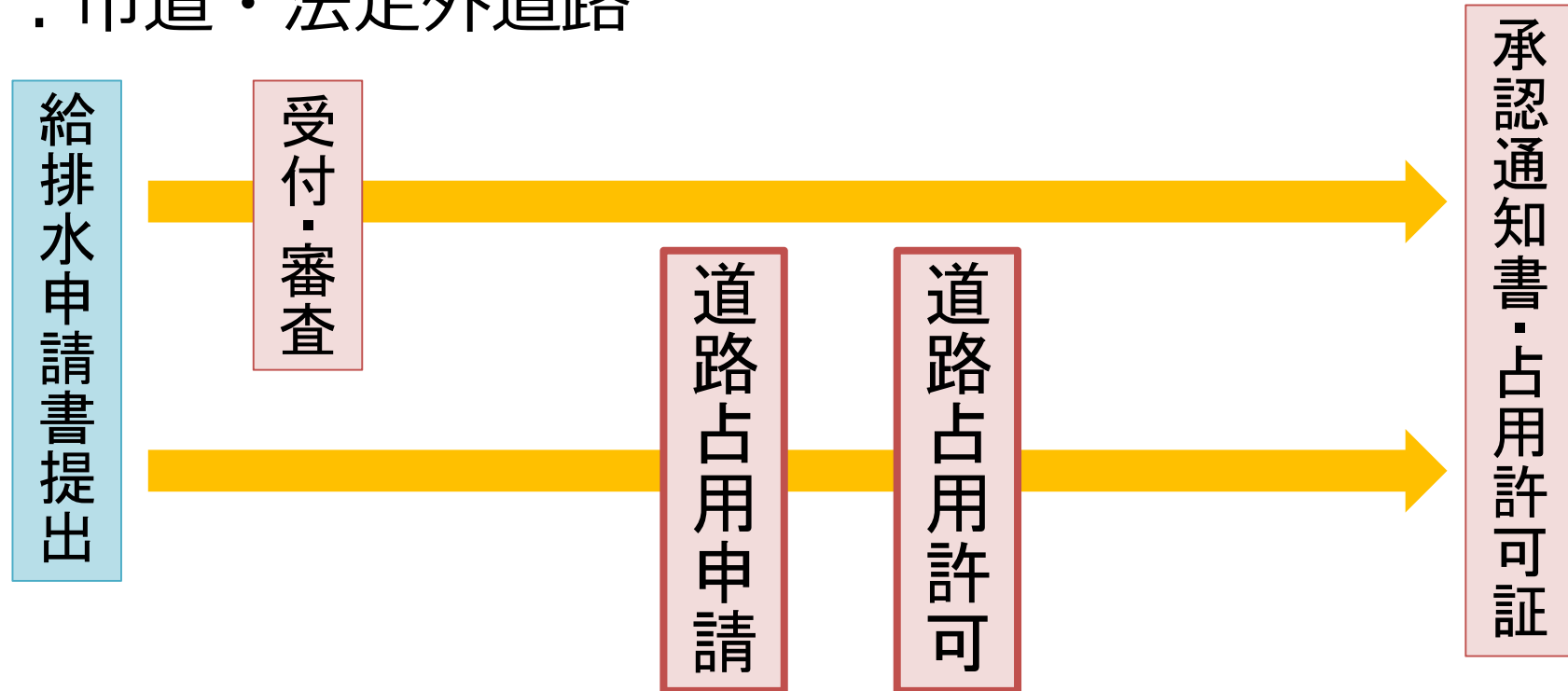
給水管占用…指定工事店様で作成
取付管占用…料金課で作成



給水管占用…指定工事店様で作成
取付管占用…指定工事店様で作成

占用申請の流れ- 1

例：市道・法定外道路

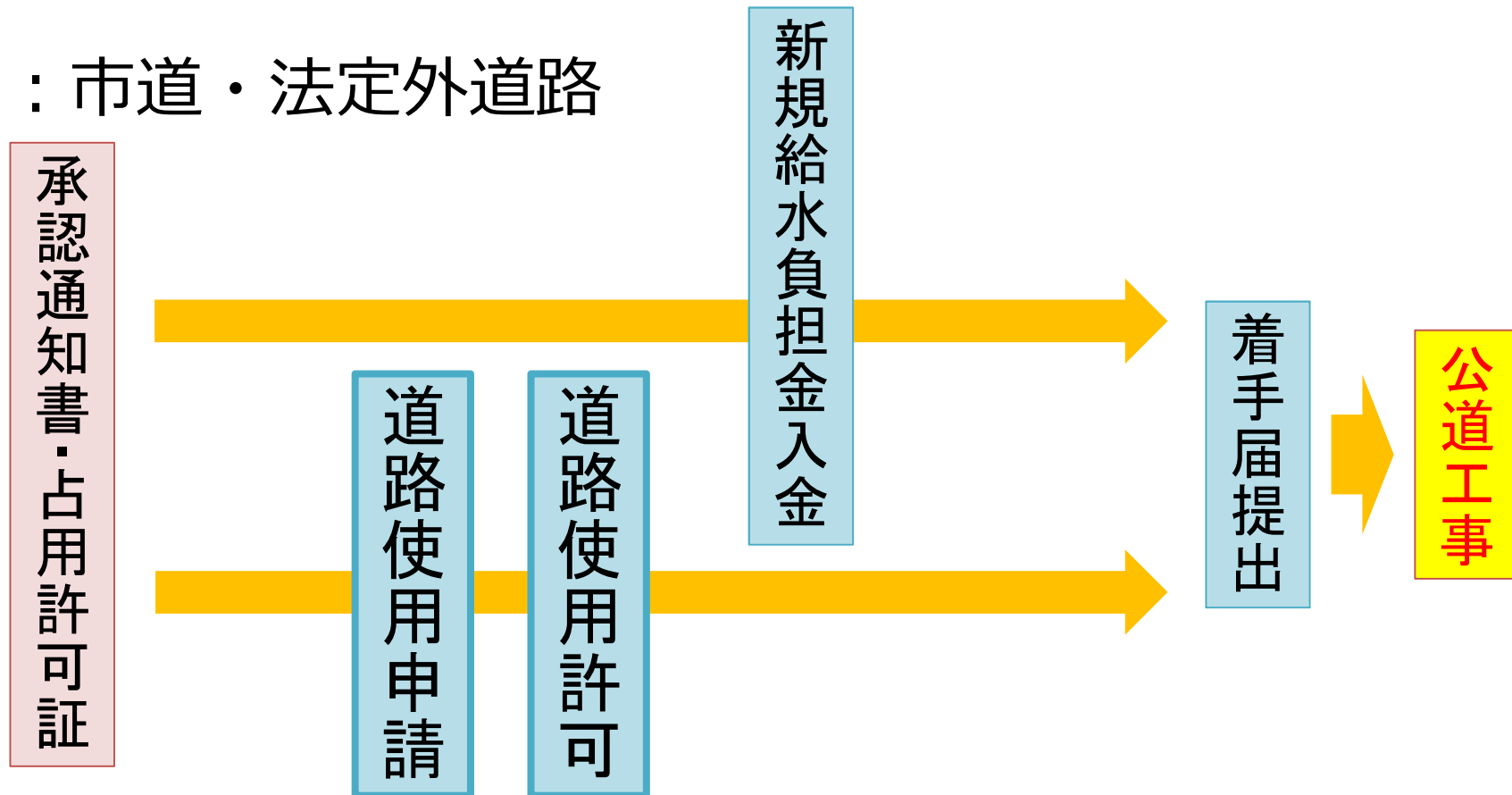


提出者	提出先	許可までの期間
料金課	豊田市土木管理課	10営業日(2週間)
	愛知県	1か月
	国土交通省(R153、155)	1か月

※修正等が発生した場合は、この限りではありません。

占用申請の流れ- 2

例：市道・法定外道路



提出者	提出先	許可までの期間
工事店	豊田警察所(旧豊田、藤岡、小原)	1週間
	足助警察署(上記を除く地域)	

※修正等が発生した場合は、この限りではありません。

-
1. 占用申請について
 - 2. 占用申請書類作成方法**
 3. 取付管設置標準図作成方法
 4. 占用申請書類作成の補足事項
 5. 国・県管理道路の占用書類
 6. その他、ご連絡事項

必要書類一覧

- ①公図
- ②位置図 兼 写真方向図
- ③写真
- ④平面図
- ⑤横断面図
- ⑥掘削断面図
- ⑦保安設備図
- ⑧う回路図（通行止め時添付）
- ⑨配管図
- ⑩着手届（給水のみ添付）
- ⑪取付管設置標準図（排水のみ添付）

表示線ルール

新設管：赤色実線

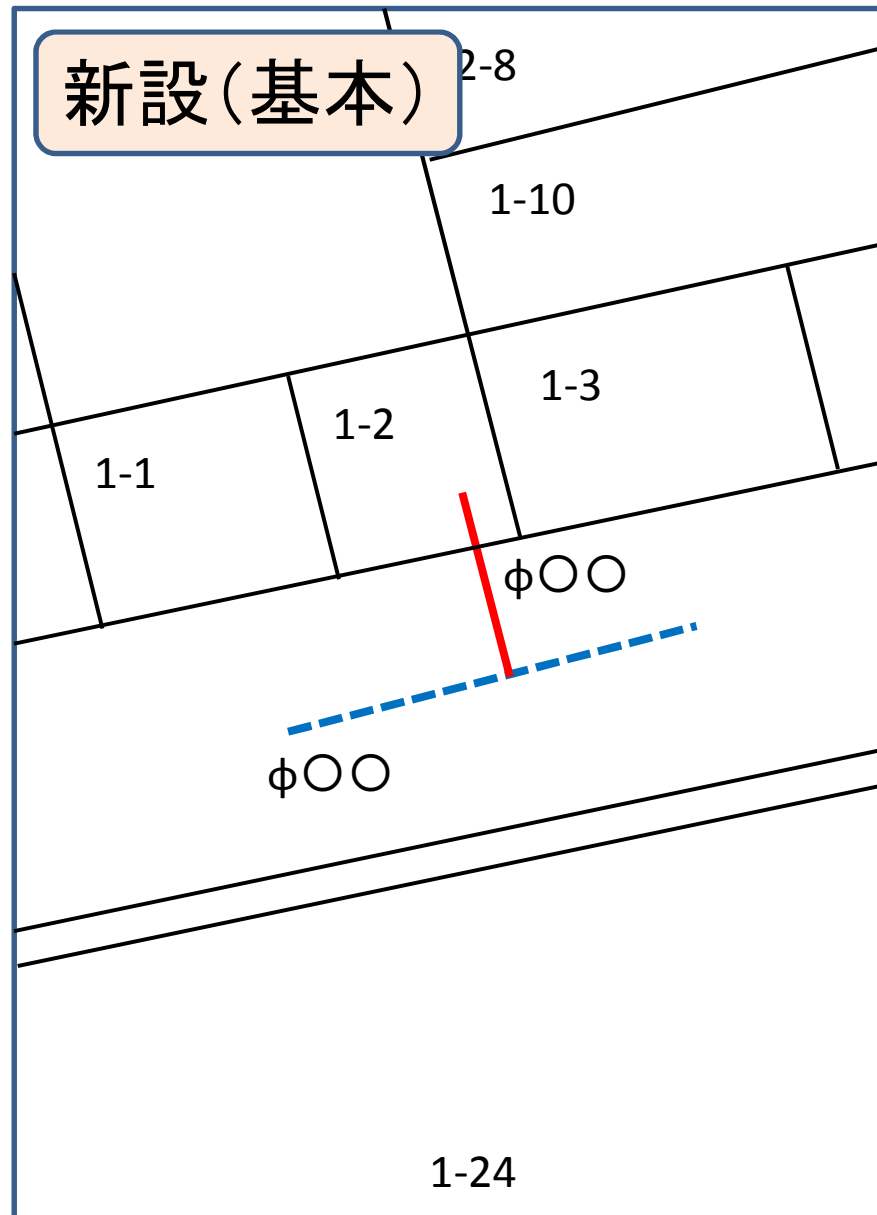
既設管（本管）：青色破線

復旧範囲：緑色実線

※給排水同穴施行の場合、
両方とも新設管になりますので、
図面上で給水管・取付管の
区別がつくように記載して下さい

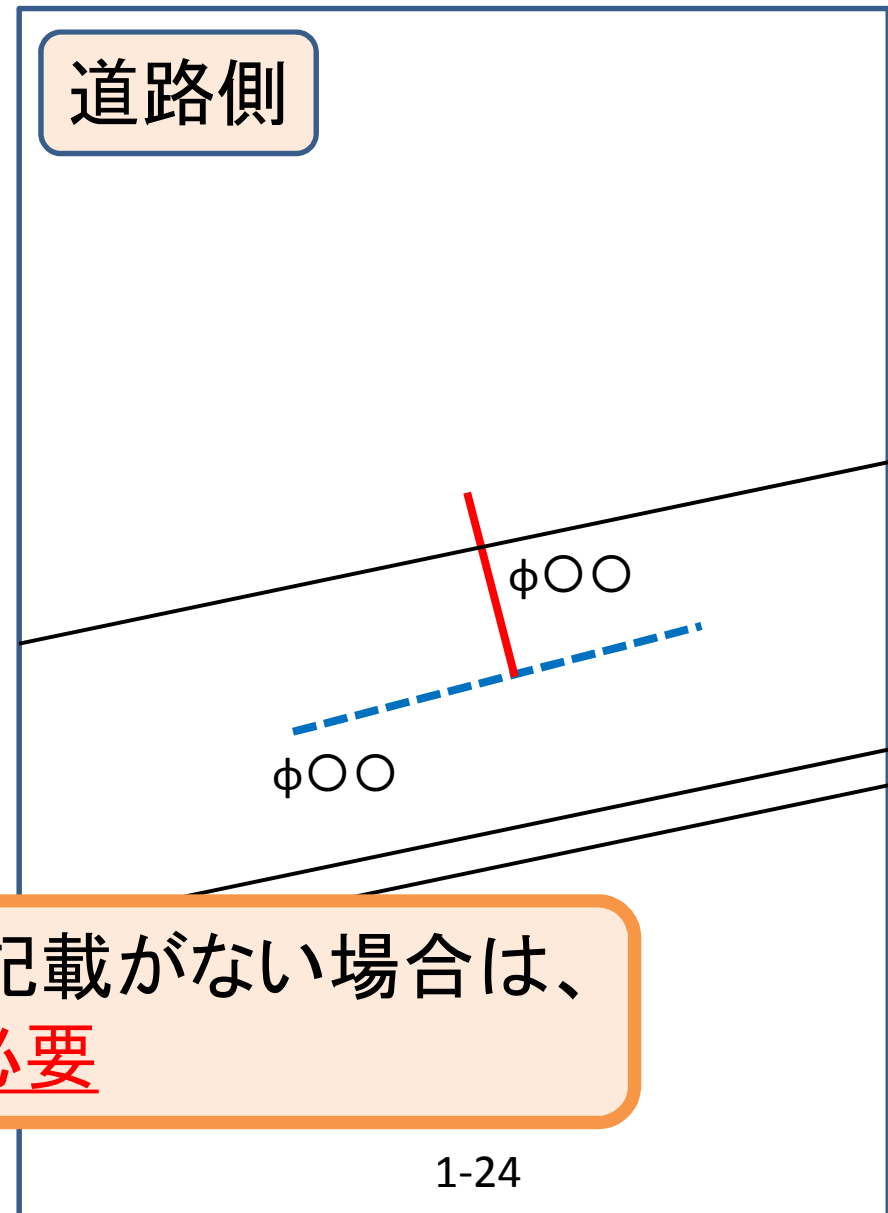
※この後、必要枚数のご案内がありますが、
あくまで道路占用を申請する上で必要な書類であり、
給排水申請用に公図や位置図は別途必要になります。

①公図- 1



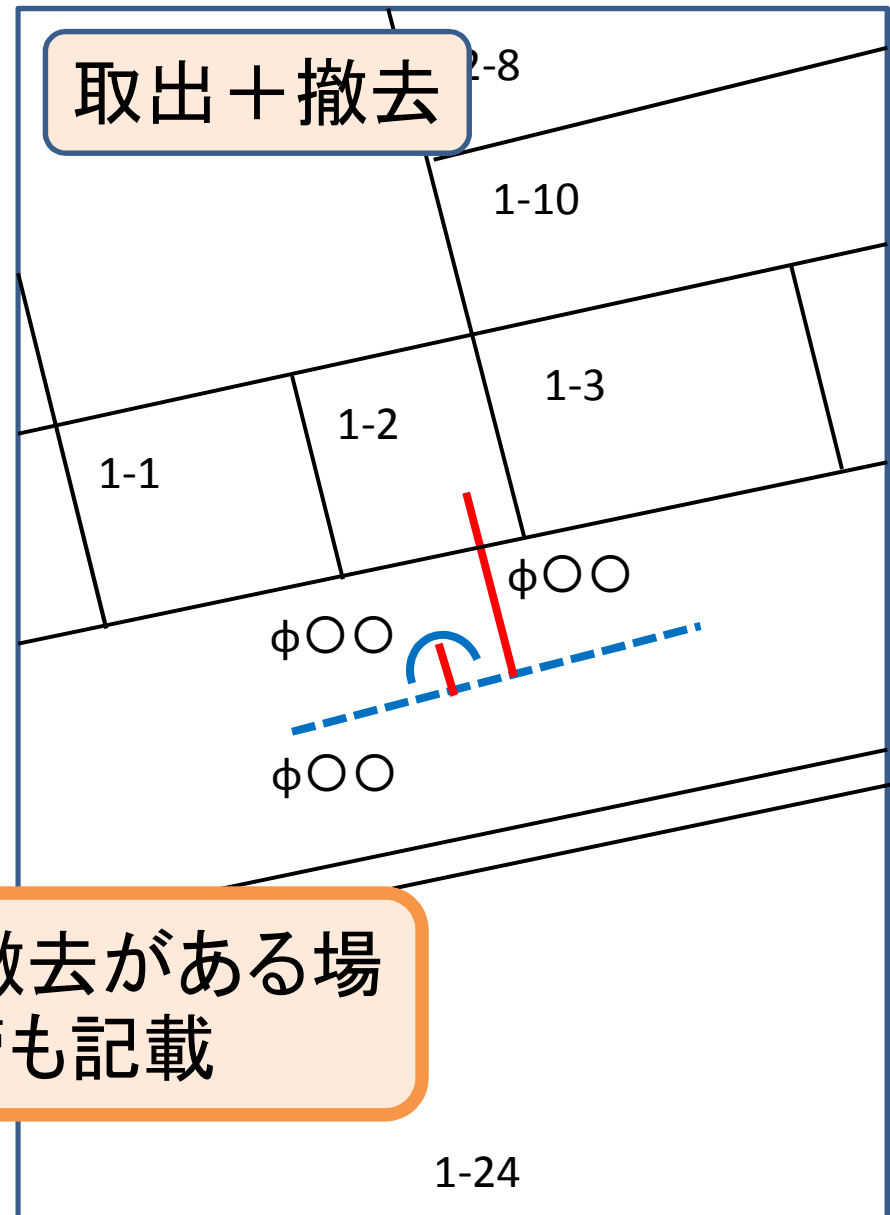
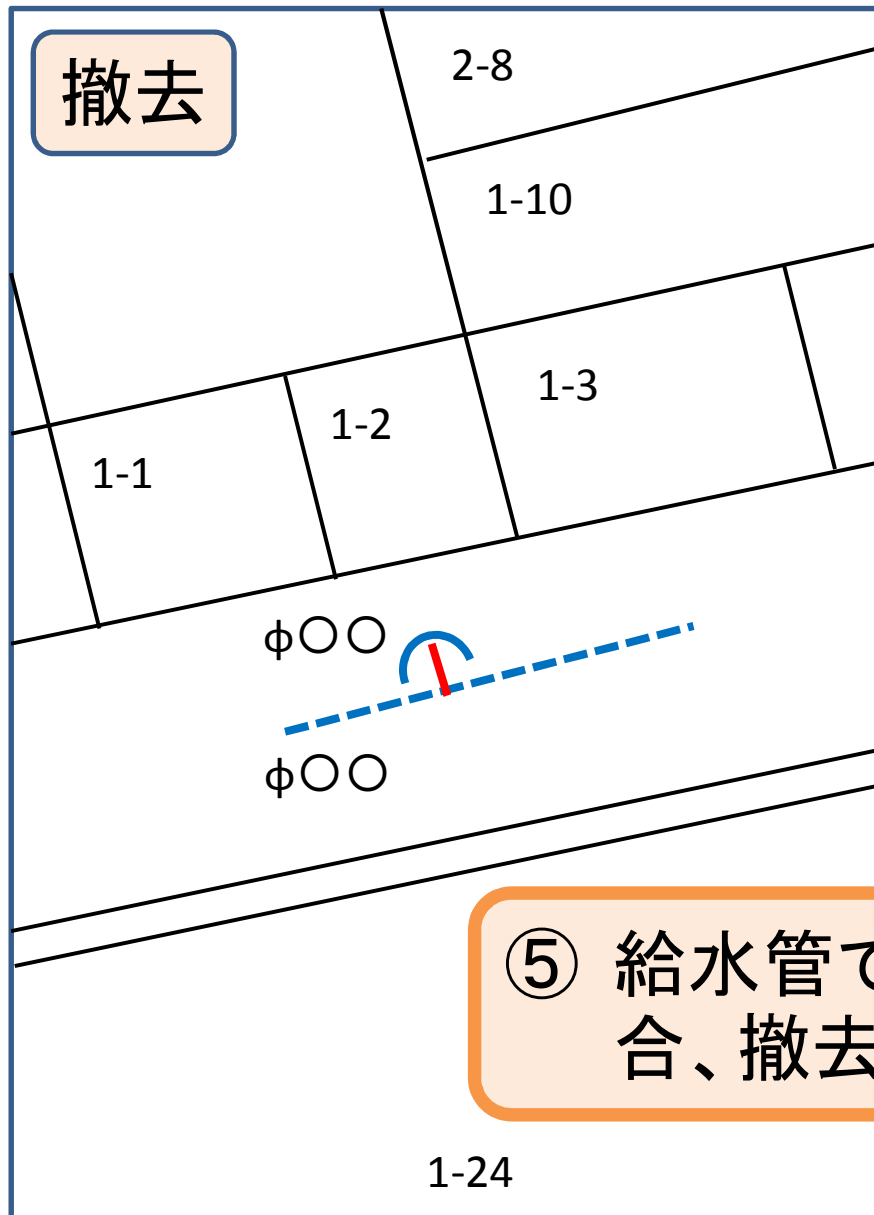
- ① 1部提出
(給水・排水で各1部)
- ② 新設管・本管を記載
(口径も記載)
- ③ 区画整理等で公図が
無い場合は、仮換地
図で代用

①公図- 2



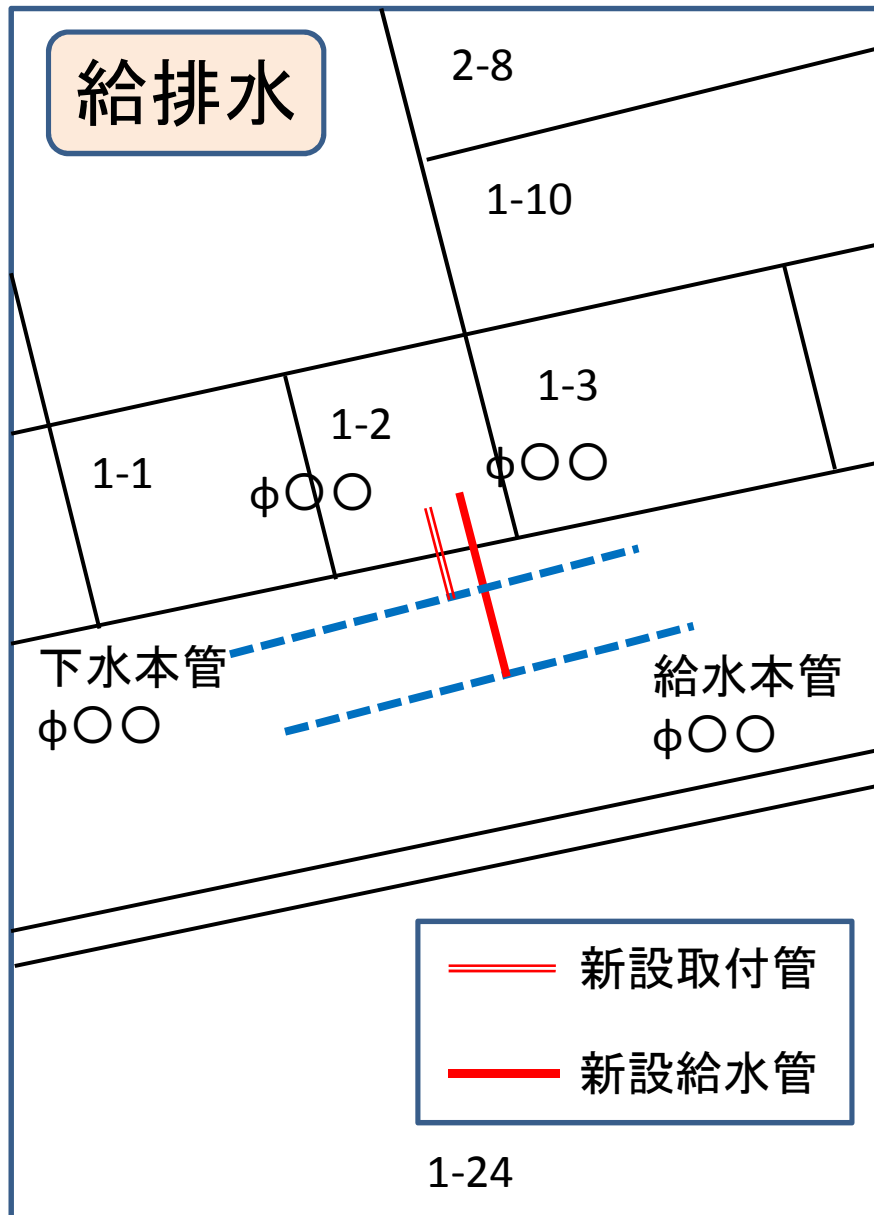
④ 字界で道路側の記載がない場合は、道路側の公図も必要

①公図-3



⑤ 給水管で撤去がある場合、撤去管も記載

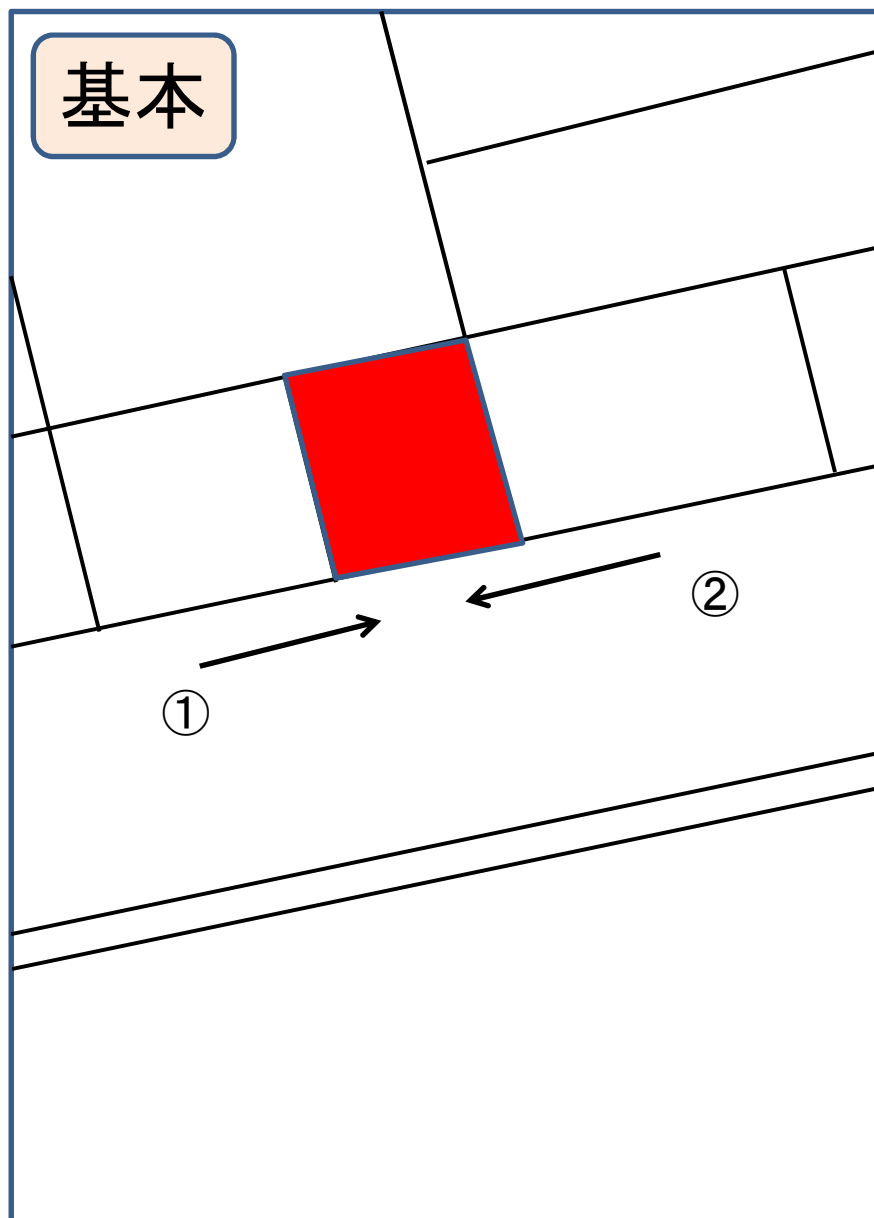
① 公図- 4



⑥ 給排水同穴施行の場合は、両方とも記載したものを2部提出

※新設取付管は、
白黒印刷用に2本線にしてあります。

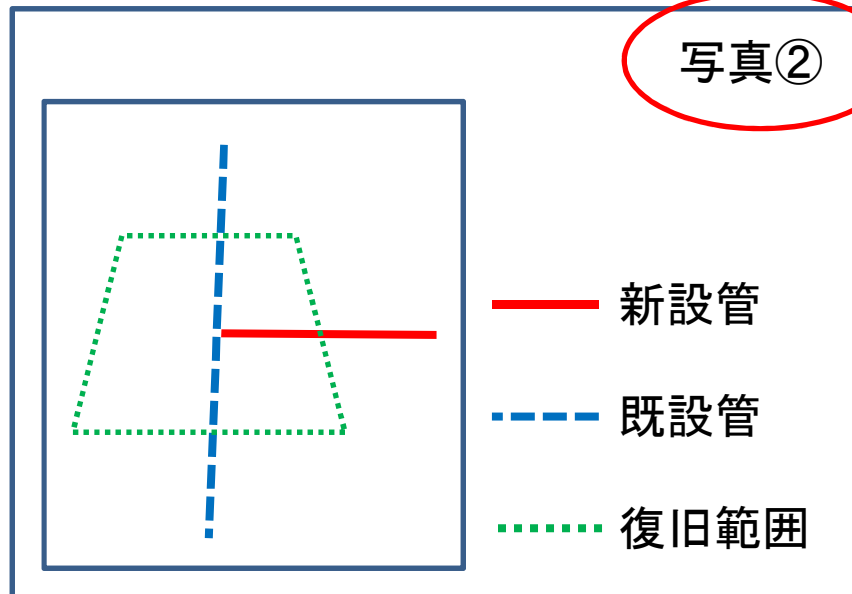
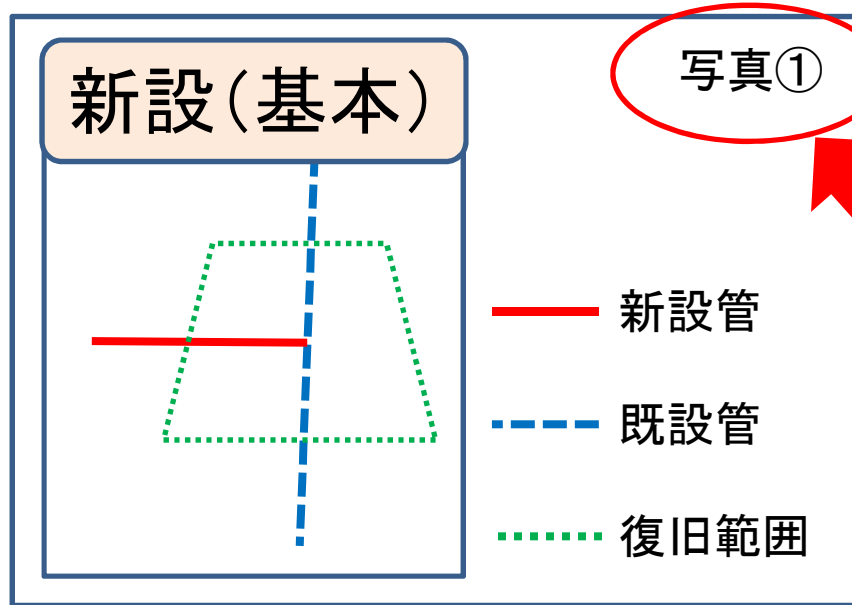
②位置図 兼 写真方向図



- ① 2部提出
(給水・排水で各2部)
- ② 住宅地図等で、該当地を赤塗り
(縮尺1/1000程度)
- ③ 写真撮影方向を記載

※写真の枚数、方向の指定はありません。
現地の状況がわかれば問題ありません。

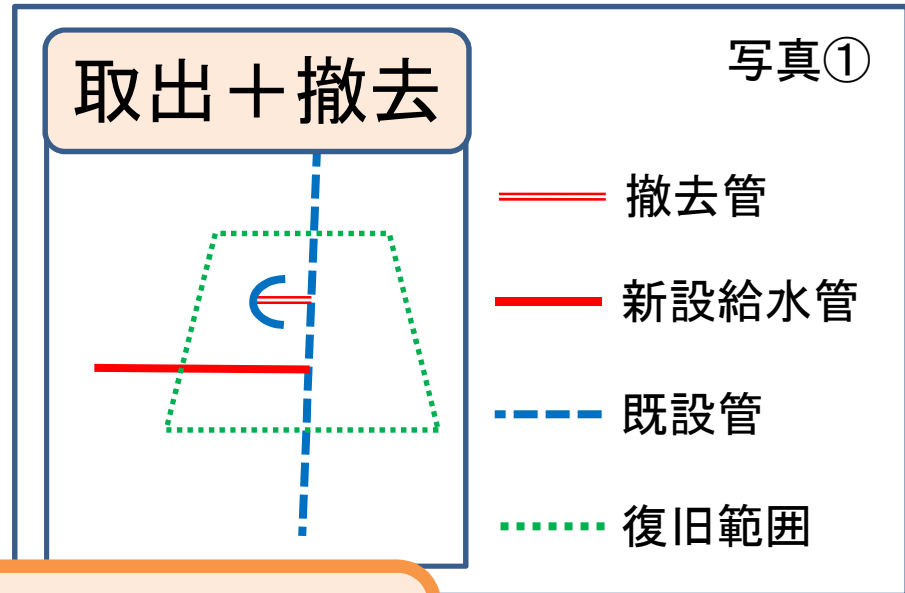
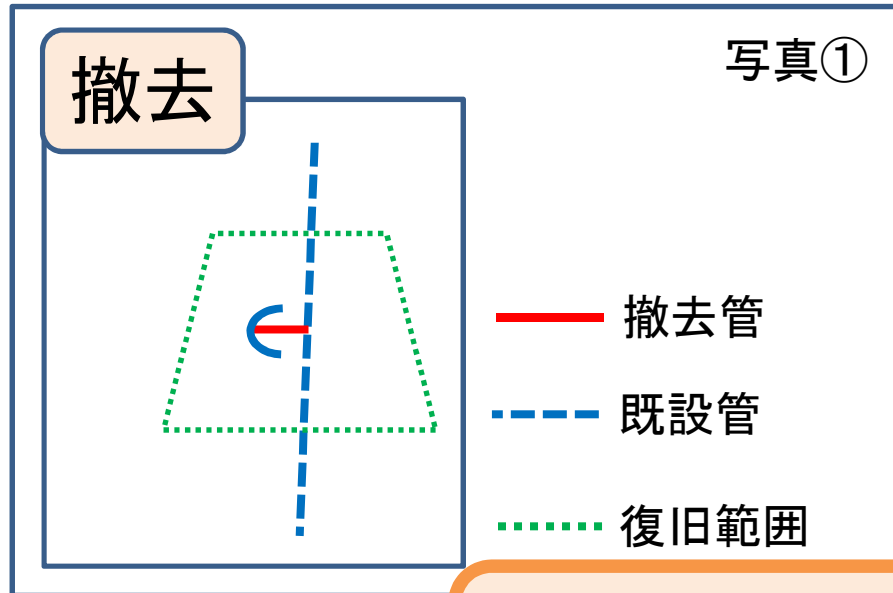
③写真-1



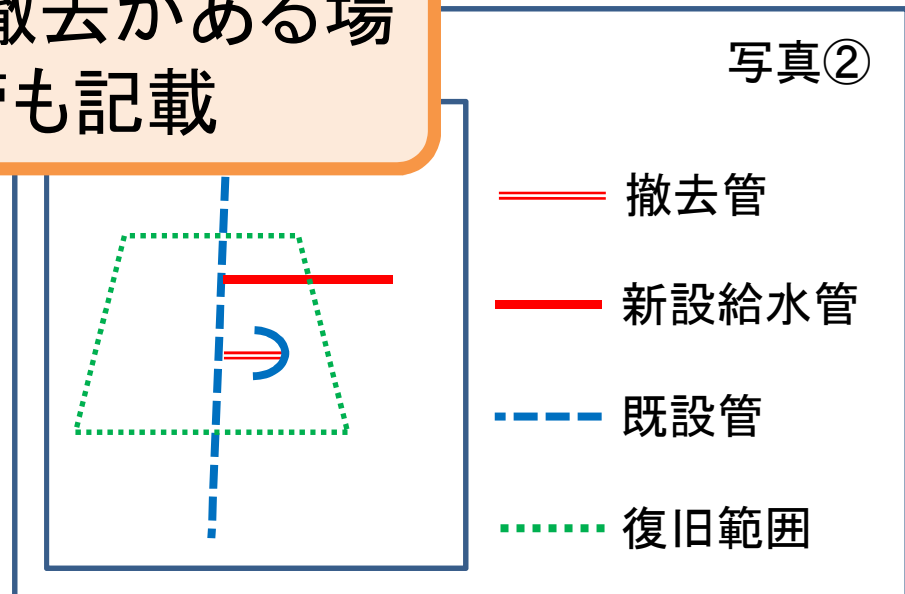
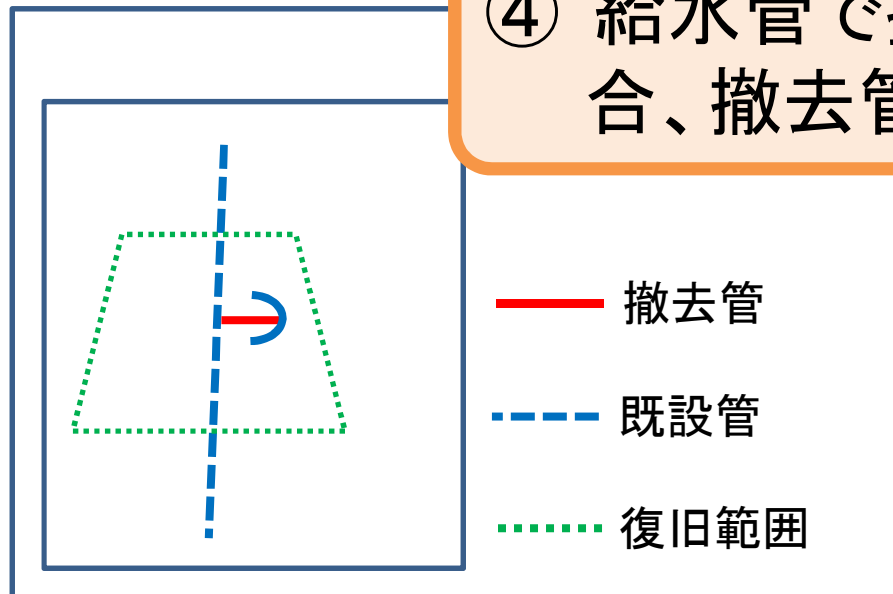
- ① 2部提出
(給水・排水で各2部)
- ② 新設管・本管を記載
- ③ 通し番号は写真方向
図と合わせる

※復旧範囲は、
白黒印刷用に点線にしてあります。

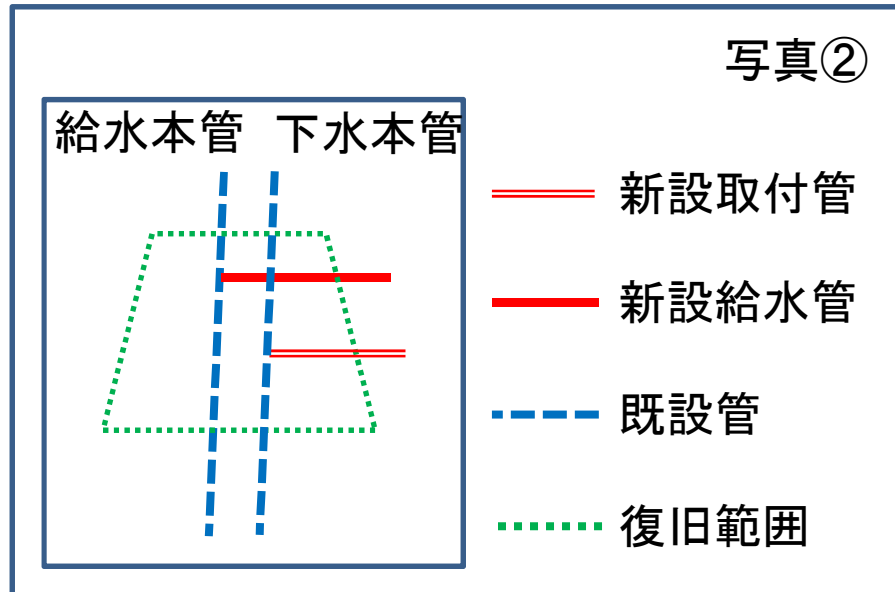
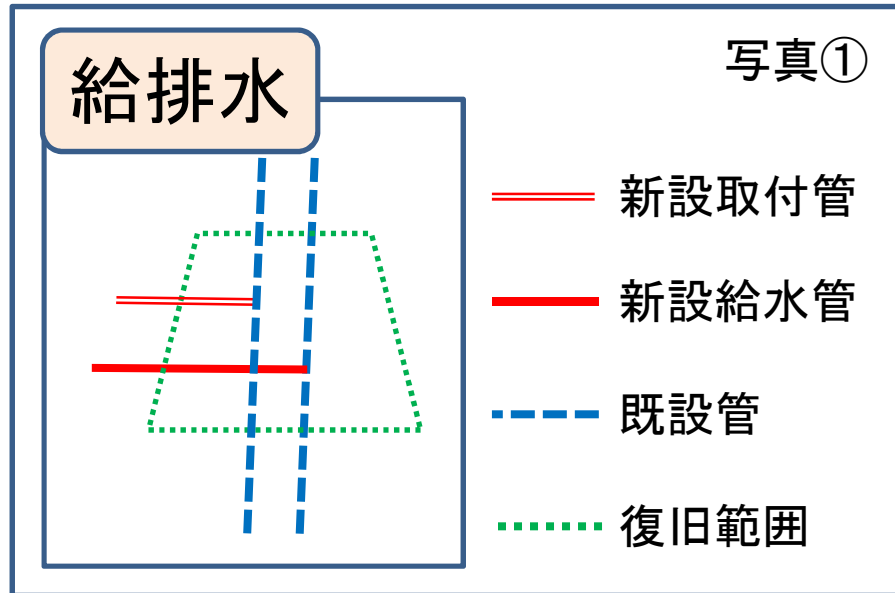
③写真-2



④ 給水管で撤去がある場合、撤去管も記載



③写真-3



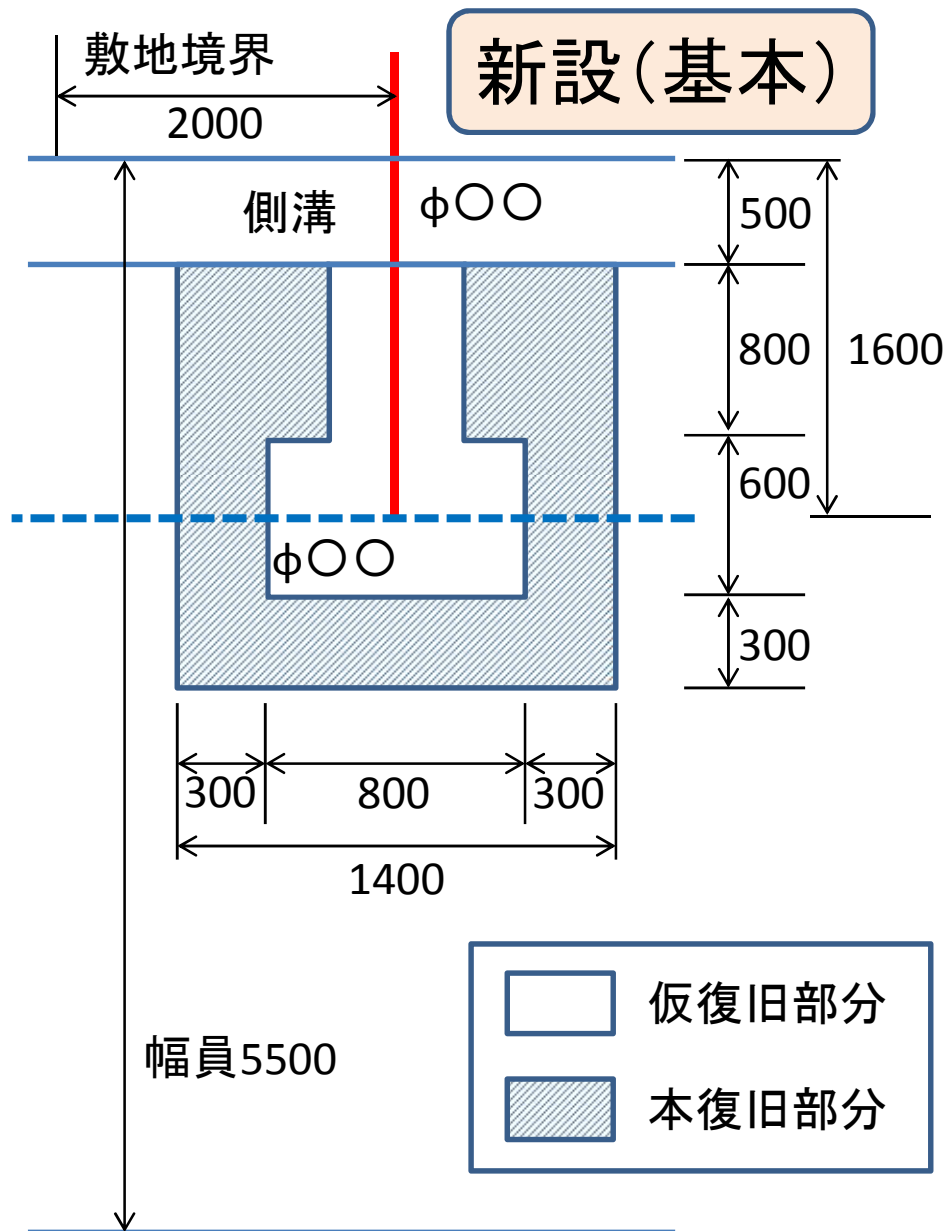
⑤ 給排水同穴施行の場合は、両方とも記載したものを3部

※給水管占用1部、取付管占用1部、料金課保管用1部

※新設取付管は、白黒印刷用に2本線にしてあります。

※復旧範囲は、白黒印刷用に点線にしてあります。

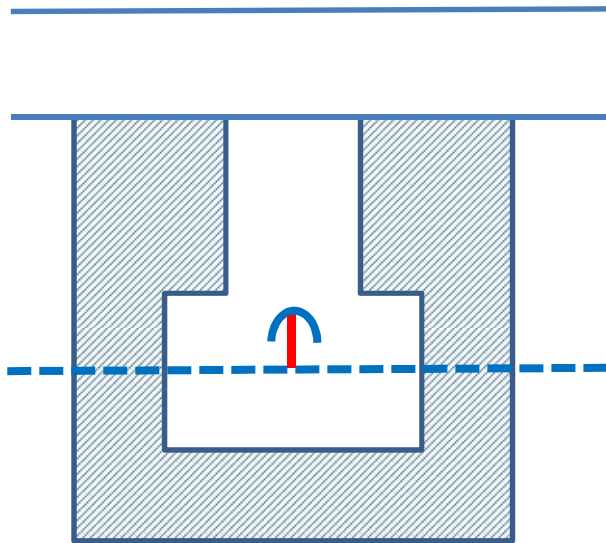
④ 平面図- 1



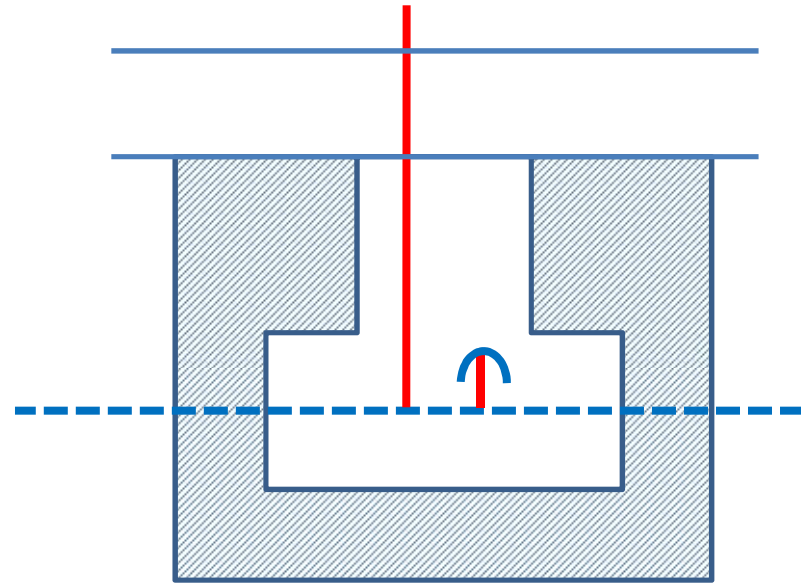
- ① 2部提出
(給水・排水で各2部)
- ② 縮尺1/500以上
- ③ 延長、幅員、口径等、
記載漏れに注意
- ④ 区画線の仮・本復旧
をする旨を記載
- ⑤ 本復旧範囲の端が、
中央線・縁切線・道
路端まで近接する場
合は、本復旧をその
ラインまで行う

④ 平面図- 2

撤去



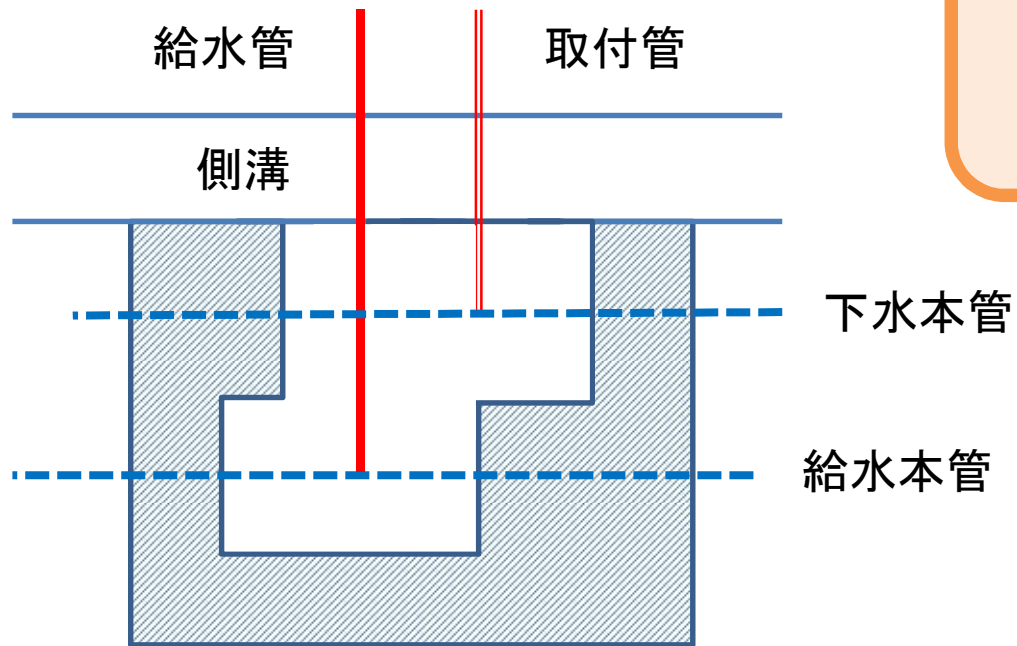
取出 + 撤去



⑥ 給水管で撤去がある場合は、撤去管も記載

④ 平面図- 3

給排水

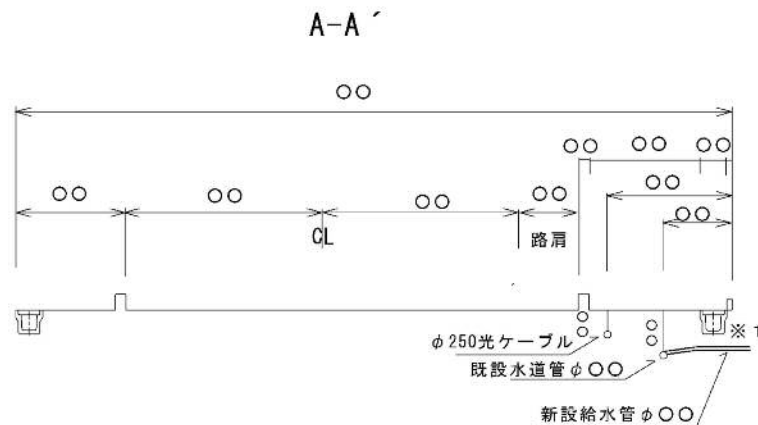


⑦ 給排水同穴施行の場合は、両方とも記載したものを4部

※新設取付管は、
白黒印刷用に2本線にしてあります。

⑤横断図

横断図 S=1:100 以上

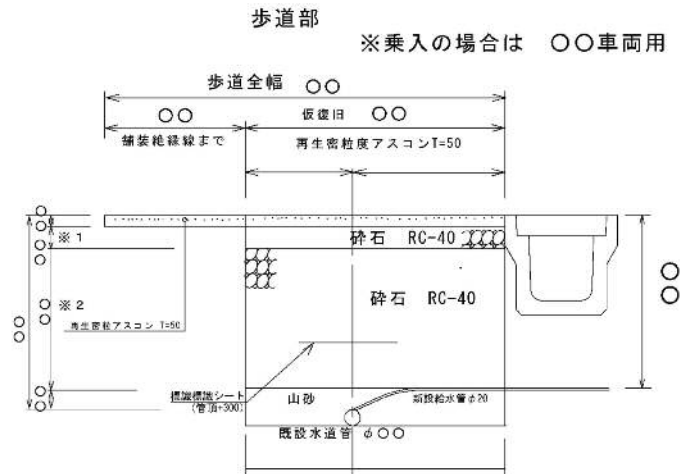


※1 側溝の基礎に影響を与えないように
ガイドパイプで穴を開け給水管を通す

- ① 2部提出
(給水・排水で各2部)
- ② 延長、幅員、口径等、
記載漏れに注意
- ③ 側溝・歩車境ブロック
下は、ガイドパイプや
杭打ち工法で穴をあ
ける旨を記載

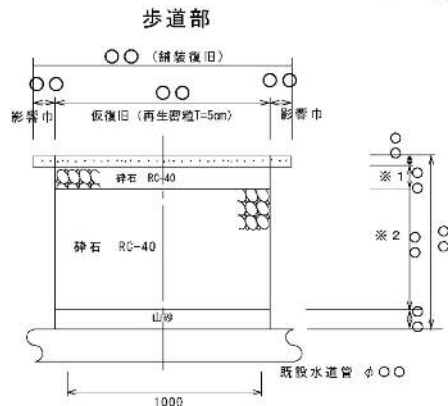
⑥掘削断面図

給水管横断部掘削断面図 s=1/X



※1 下層路盤工：仕上り厚15cmことに機械転圧
 ※2 仕上り厚20cmことに機械転圧

本管分岐部掘削断面図 s=1/X



- ① 2部提出
(給水・排水で各2部)
- ② 舗装構成は道路によって異なるので注意

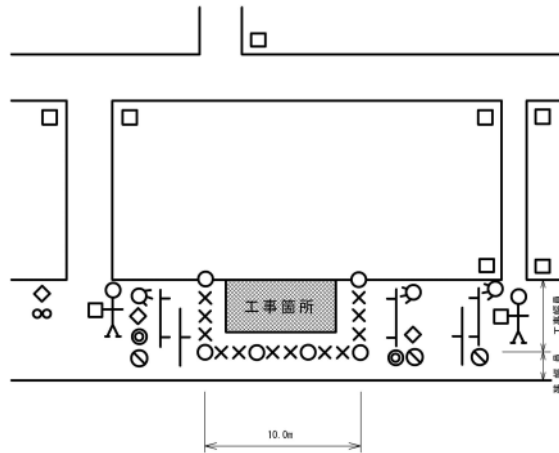
市道：2層
 法定外道路：1層
 国道、県道、区画整理地内はその都度確認

⑦保安設備図

通行止め

置図 (その7)

車両通行止め形態の場合



(施工概要)

- 道路の掘削作業が終了したら速やかに埋めもどし、現状復旧（仮復旧）する。
- 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とし、作業終了後は現状復旧（仮復旧）し、交通の回復を図る。
- 保安設備の設置は、次による。
 - 工事区間は原則として、囲い、さく等により完全に分離する。
 - 工事区間の両端には、工事標識、警戒標識、案内標識等の必要な各種標識及び標示板を設置し、工事区間を明確にする。
 - 通行止にして工事を行う場合は、う回路を明示する案内標識及び標示板を必要地点に標示する。
- なお、一週間前より「う回路」及び「通行止期間」を明示した標示板を必要地点に標示する。
- 夜間作業及び工事区間を夜間も継続しておく場合は、照明灯及び警戒用赤色灯等を設置しておくようにする。
- 工事区間が50m以上になる場合は分割し、50m以上にならないこと。同時に、二区間以上施工する場合は、工事区間と工事区間を50m以上の離隔を確保すること。

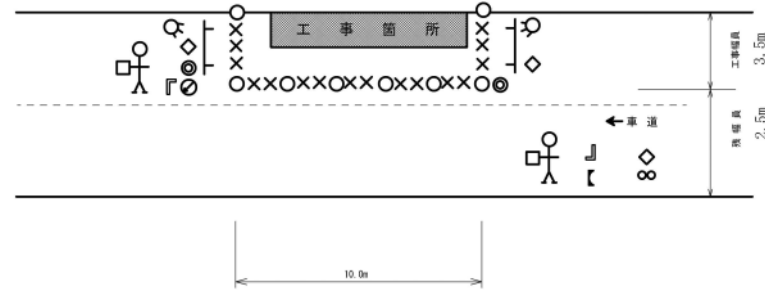
① 2部提出

(給水・排水で各2部)

片側交互通行

その5)

一般道路の片側交互通行形態の場合（狭幅員が2.5m以上5.5m未満の場合）



(施工概要)

- 道路の掘削作業が終了したら速やかに埋めもどし、現状復旧（仮復旧）する。
- 作業時間は、原則として午前9時から午後5時までの間とし、作業終了後は、現状復旧（仮復旧）し、交通の回復を図る。
- 保安設備の設置は、次による。
 - 工事区間は原則として、囲い、さく等により完全に分離する。
 - 工事区間の両端には、工事標識、警戒標識、案内標識等の必要な各種標識及び標示板を設置し、工事区間を明確にする。
 - 夜間作業及び工事区間を夜間も継続しておく場合は、照明灯及び警戒用赤色灯等を設置して、交通の危険防止を図る。
- 交通誘導員を必要人員配置し、交通の安全と円滑を図る。
- 工事区間が50m以上になる場合は分割し、50m以上にならないこと。同時に、二区間以上施工する場合は、工事区間と工事区間を50m以上の離隔を確保すること。

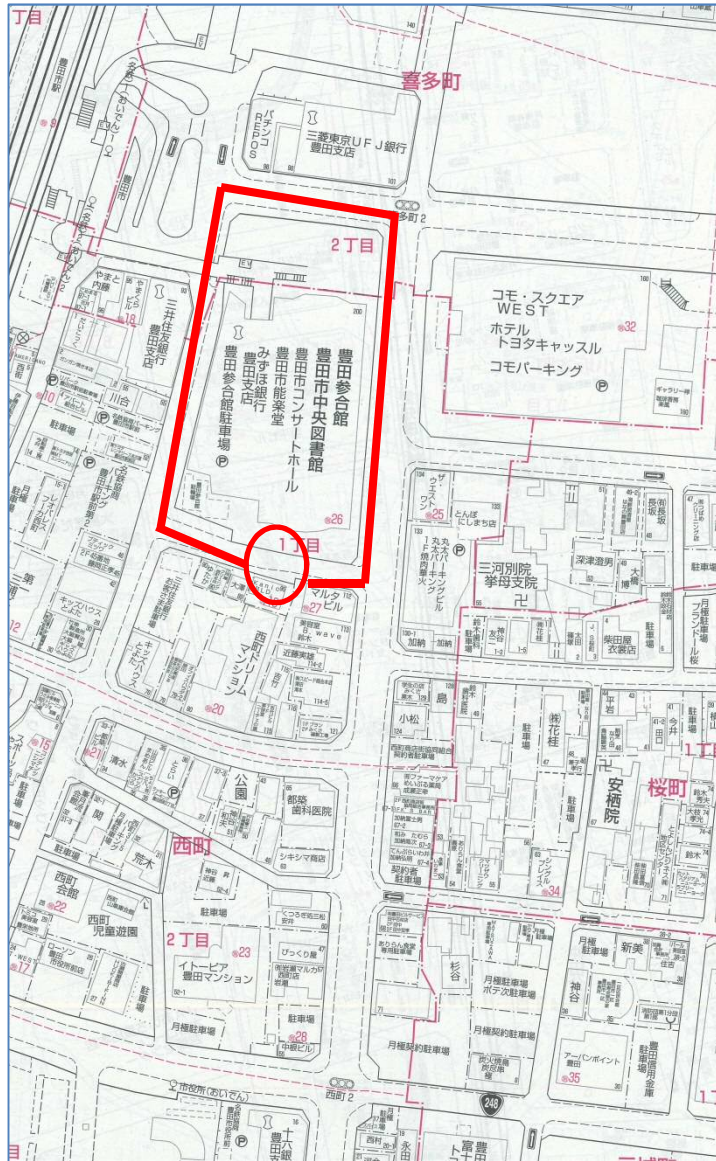
記号	保安設備
⊘	車両通行止め
⊙	回転灯 水銀灯

記号	保安設備
『	片側交互通行
◇	213 道路工事中
⊘	211 指定方向通行禁止
∞	この先 501 直進禁止
XX	トラバ
□	工事開始 工事終了
○	赤色灯
⊙ ⊚	回転灯 水銀灯
↑	この場所から先まで ○○○○を行っています

※愛知県建設部道路維持課ホームページ参照

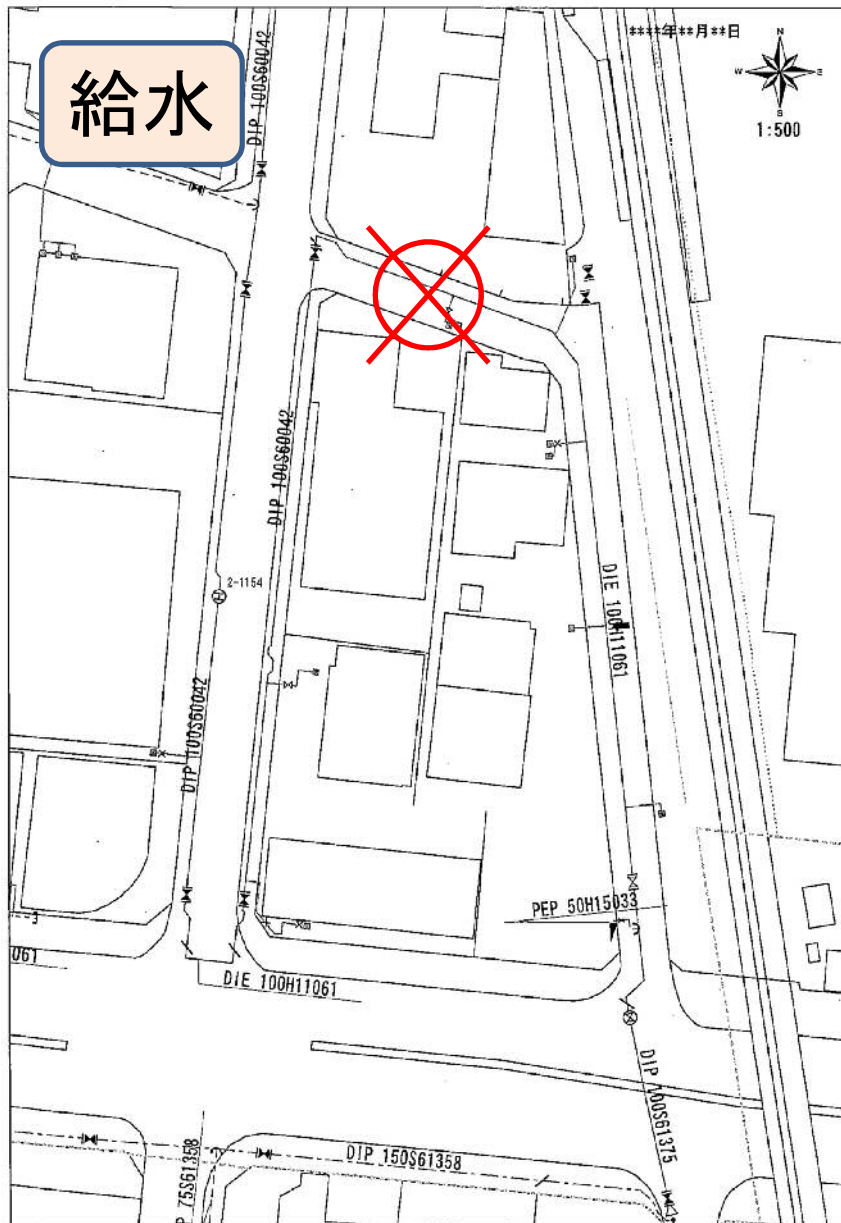
<http://www.pref.aichi.jp/douroiji/>

⑧ う回路図 (通行止め時のみ添付)



- ① 2部提出
(給水・排水で各2部)
- ② 施行箇所と迂回路がわかるように記載
- ③ 案内・表示看板を、現況に合わせてどこに配置するか記載してください

⑨配管図- 1

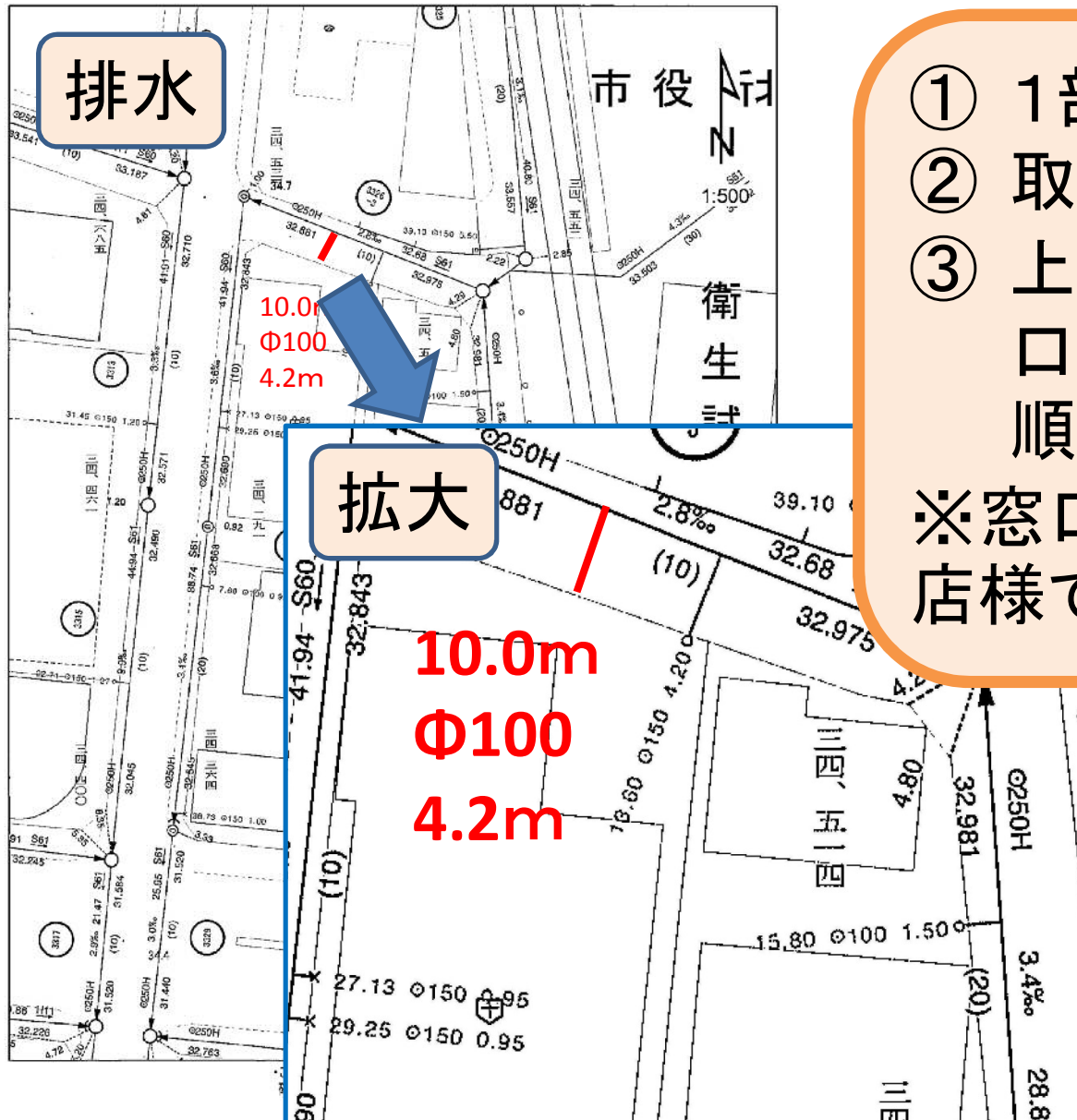


① 1部提出

② 施行箇所を印

※印刷は職員しかできないので、窓口で依頼してください

⑨配管図- 2



- ① 1部提出
- ② 取付管を記載
- ③ 上流MHからの距離、口径、取付管延長の順番で記載

※窓口PCを使い、工事店様で印刷が可能です

⑩着手届（給水のみ添付）

施行基準様式第8号

□公道工事着手（希望）届

※ 必要事項を記載し、各項目の□にレ点を記入して提出すること

局受付番号	—	分担金工事	□有	□無
道路区分	□国道	□県道	□その他	□市道（市道番号）
工事内容	□新設工事 □改造工事 □設計変更 □撤去工事			
施工場所	町	申請者氏名、名称等		
	番地			
	区画整理	B	L	
方書等				
施工希望日	平成 年 月 日（ ）	平成 年 月 日（ ）	平成 年 月 日（ ）	
立会希望時間	午前・午後 :	午前・午後 :	午前・午後 :	
立会日時	平成 年 月 日（ ）	:	（上下水道局記入）	
口径変更	□有	□無		
メーター取付日	□公道施工日と同じ	□平成 年 月 日		
道路幅員	幅員 . m	□舗装道	□砂利道	□入替道
掘削形態	□横断	□中	□片側	
	□手前歩道 □向側歩道（歩道の場合 車道幅 . m）			
管種	□VP	□HPP	□HIR	□DIP
	□DIE・K	□DIS・N	□その他（ ）	
木管×取出	mm× mm	□配水管分岐	□公道内私有管分岐	
取出方法	□通常	□切取（断水	□有	□無）
止水栓区分	□乙有	□一体式		
指定事業者	主任技術者			☑
	電話			
	位 置 図	メッシュ番号		
市道網図をここに貼る。				
<p>公道工事着手（希望）届 提出時添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地図（A4） ・配管図（A4、1/2、000） ・給水装置工事設計審査申請書の写し（表裏） ・道路使用許可書の写し。 				

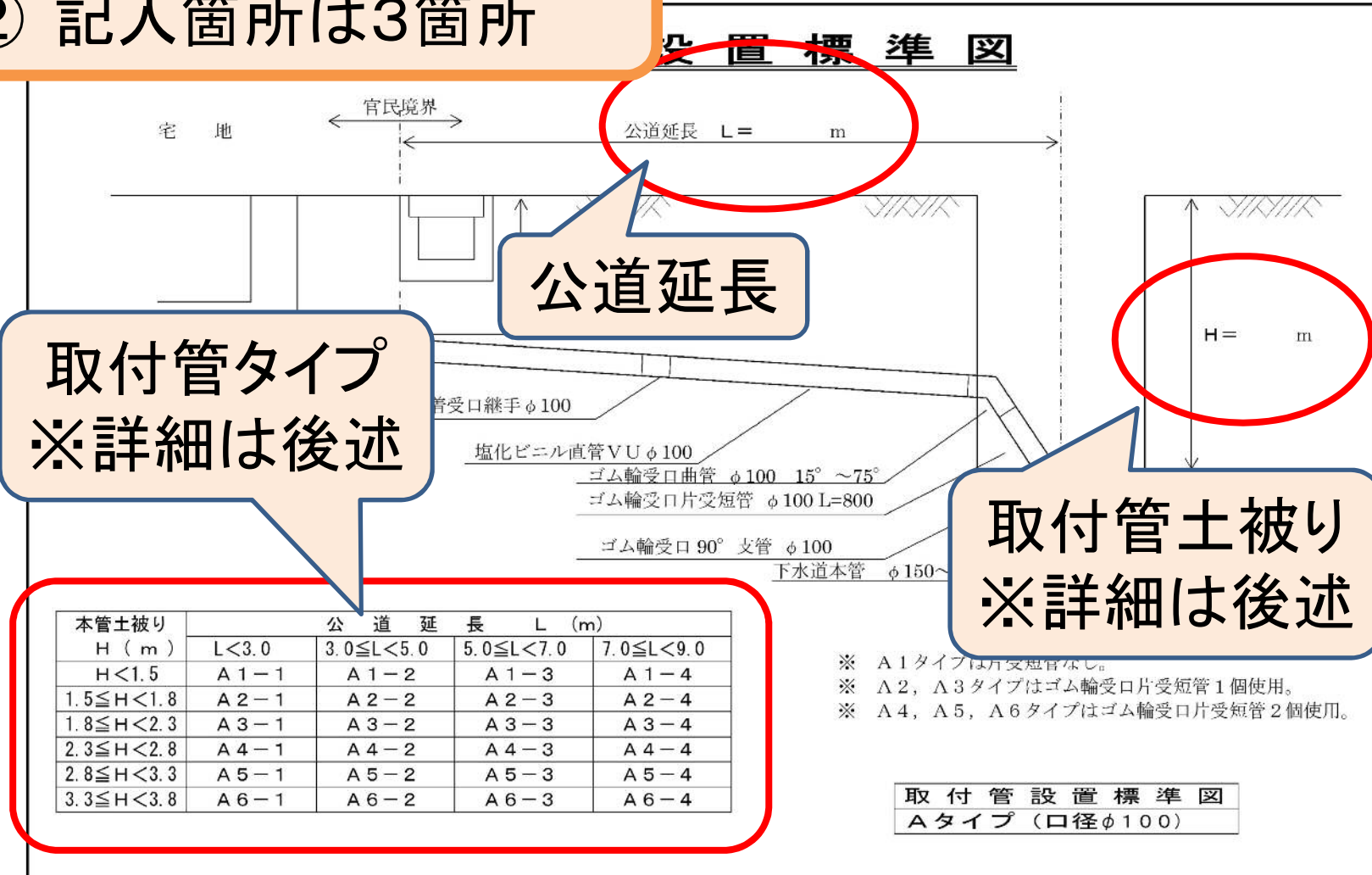
① 基本は3部提出
（返却用1部、占用2部）

② 必要部数は下記参照

- ・同路線での取撤：計4部
返却用2部、占用2部
※ 占用申請を1つにできるため
- ・別路線での取撤：計6部
それぞれ返却用1部、占用2部
※ 取出と撤去が別の占用申請
- ・同路線で複数の取り出し：
代表に返却用1部、占用2部、
その他は返却用1部のみ
※ 占用申請を1つにできるため
- ・民地内本管からの取り出し：
返却用1部のみ
※ 占用不要のため
- ・開発団地（承認工事）
別途、専用の着手届があります

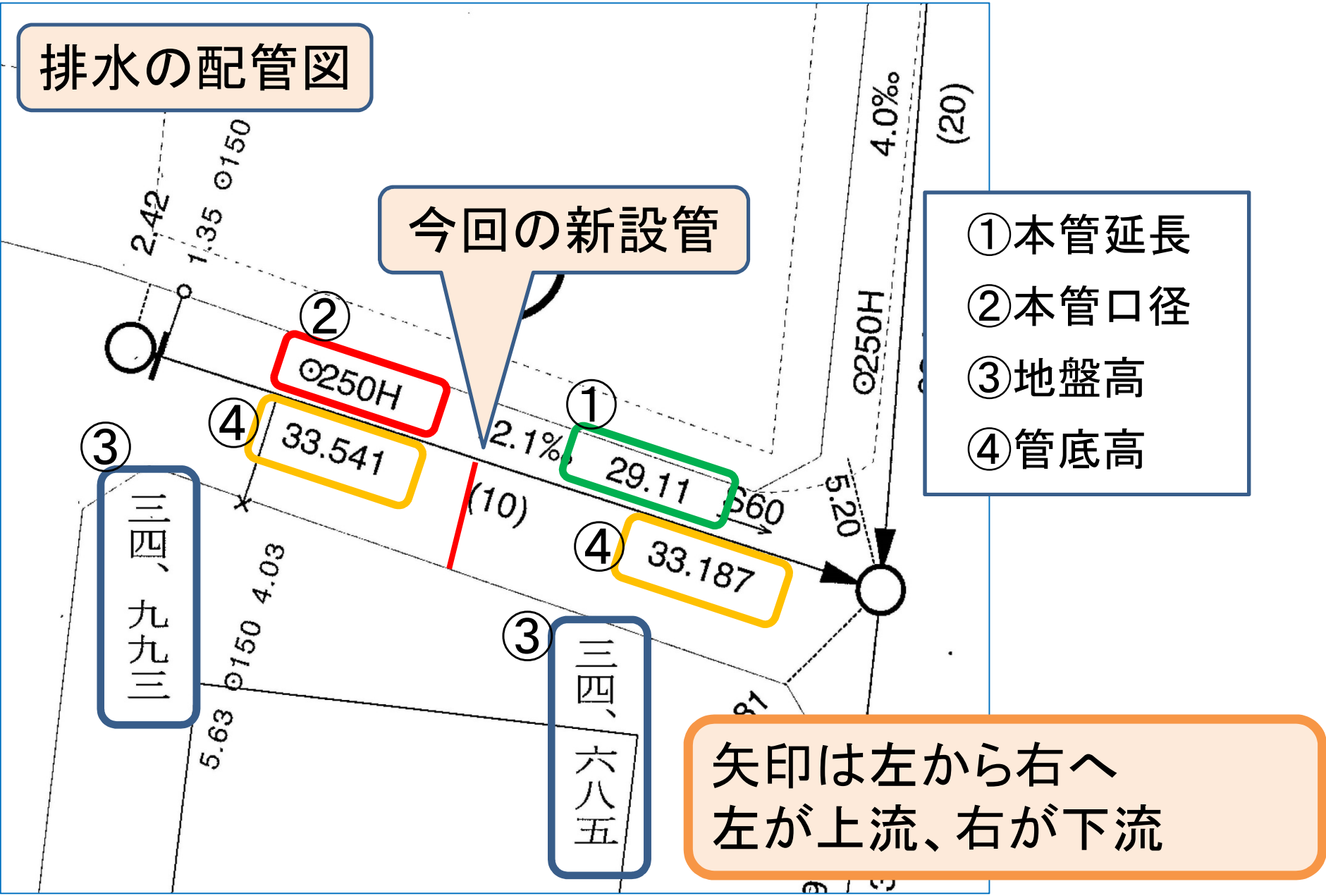
⑪ 取付管設置標準図- 1

- ① 取付管1本につき1部
- ② 記入箇所は3箇所

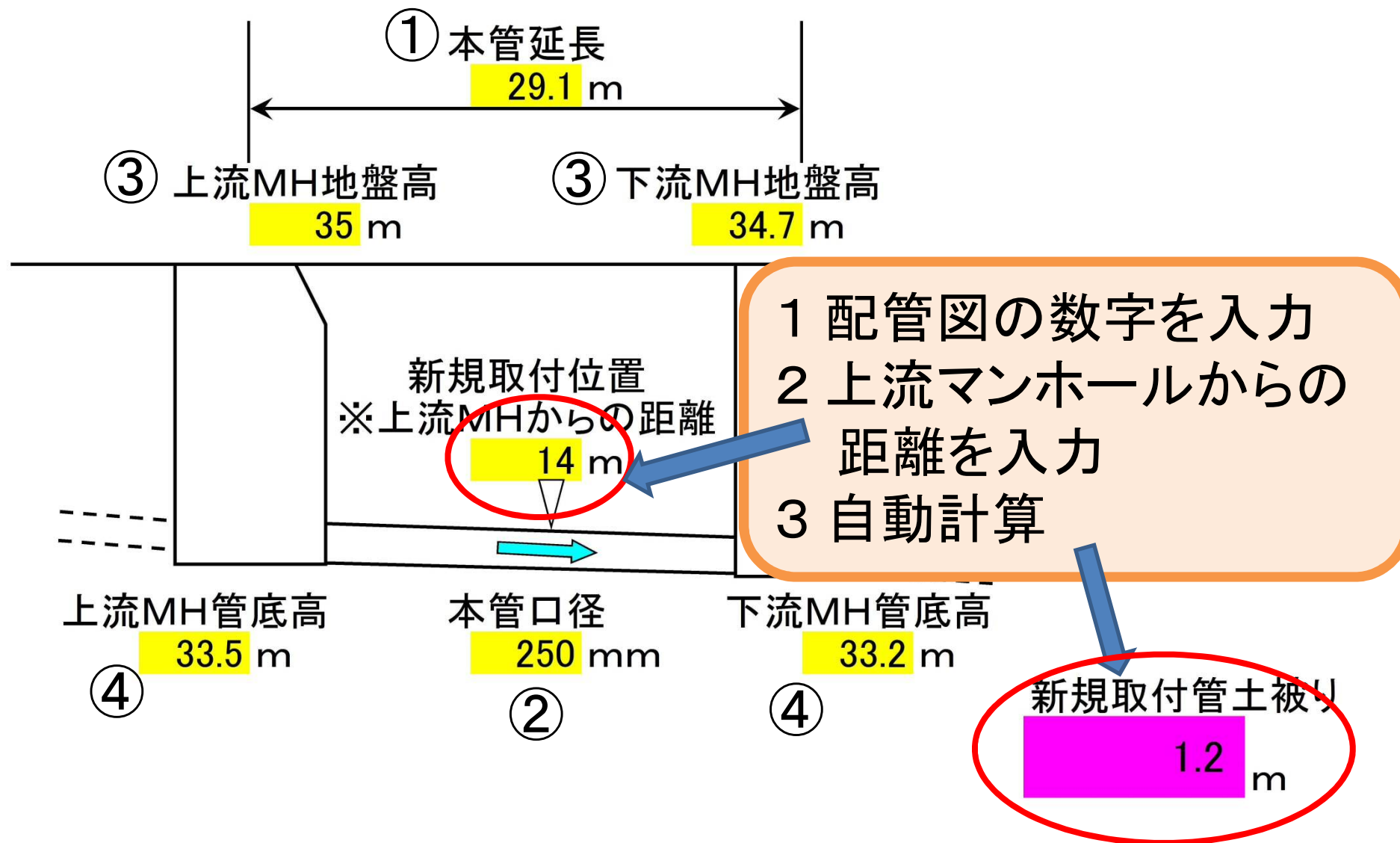


-
1. 占用申請について
 2. 占用申請書類作成方法
 - 3. 取付管設置標準図作成方法**
 4. 占用申請書類作成の補足事項
 5. 国・県管理道路の占用書類
 6. その他、ご連絡事項

取付管土被り計算- 1

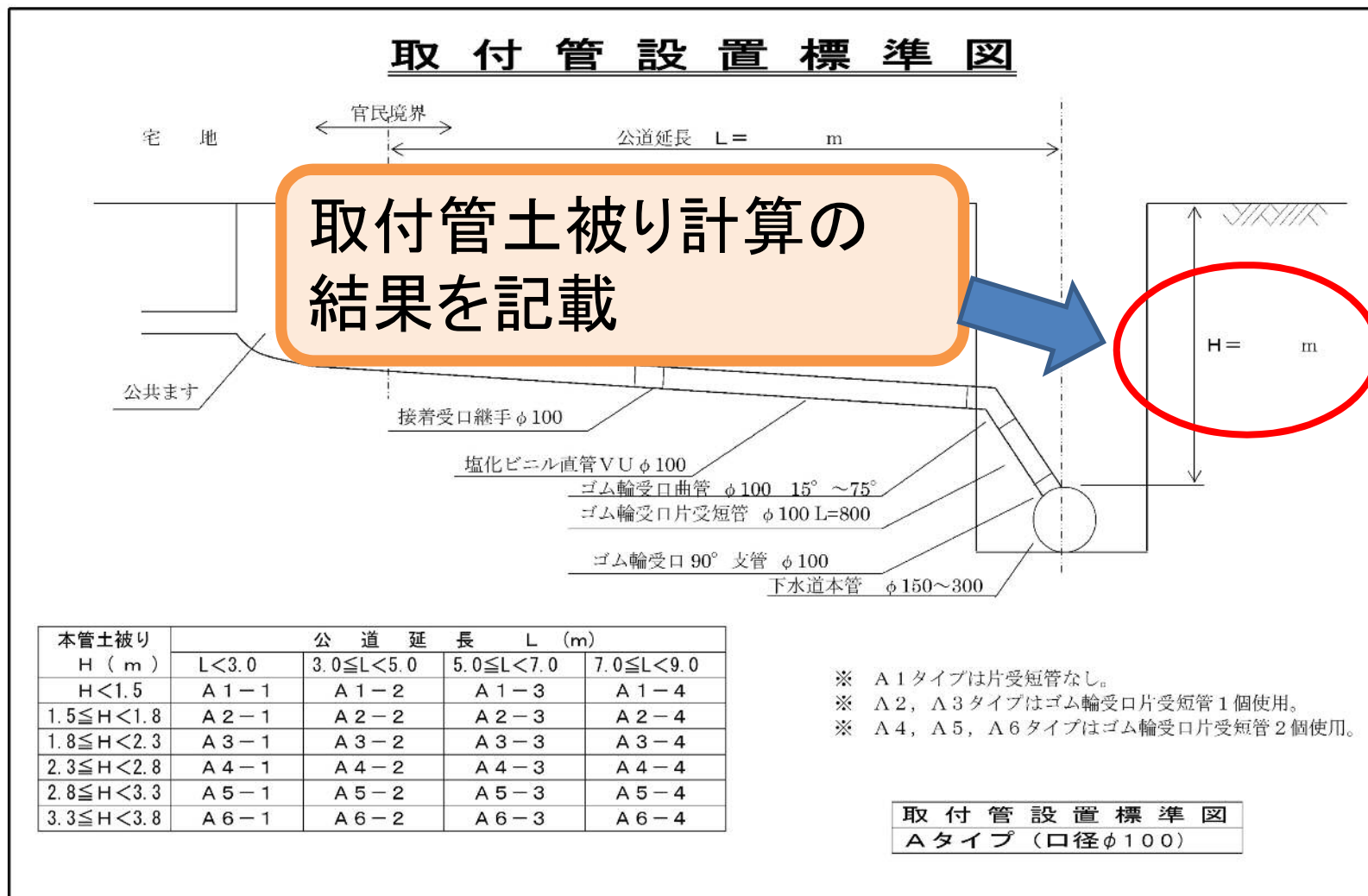


取付管土被り計算- 2



※地盤高 - 管底高 - 本管口径 = 土被り

⑪ 取付管設置標準図- 2



取付管タイプ決定

横軸：本管土被り(=取付管土被り)

縦軸：公道延長(=取付管の長さ)

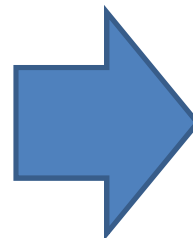
2つの交点で決定

本管土被り H (m)	公道延長 L (m)			
	L < 3.0	3.0 ≤ L < 5.0	5.0 ≤ L < 7.0	7.0 ≤ L < 9.0
H < 1.5	A 1 - 1	A 1 - 2	A 1 - 3	A 1 - 4
1.5 ≤ H < 1.8	A 2 - 1	A 2 - 2	A 2 - 3	A 2 - 4
1.8 ≤ H < 2.3	A 3 - 1	A 3 - 2	A 3 - 3	A 3 - 4
2.3 ≤ H < 2.8	A 4 - 1	A 4 - 2	A 4 - 3	A 4 - 4
2.8 ≤ H < 3.3	A 5 - 1	A 5 - 2	A 5 - 3	A 5 - 4
3.3 ≤ H < 3.8	A 6 - 1	A 6 - 2	A 6 - 3	A 6 - 4

例：

取付管土被り：1.2m

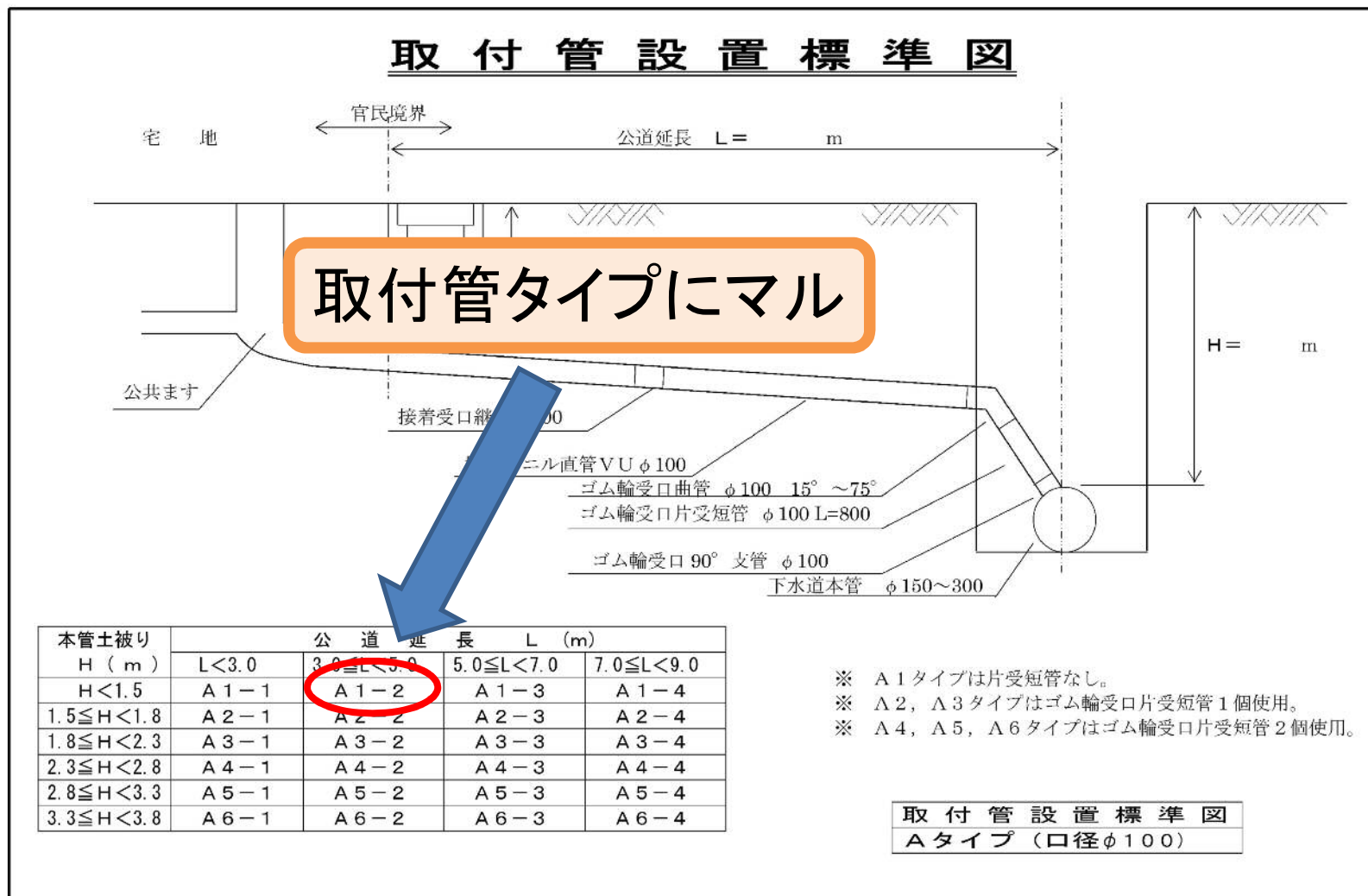
取付管の長さ：4.2m



取付管タイプ

A 1 - 2

⑪ 取付管設置標準図- 3



-
1. 占用申請について
 2. 占用申請書類作成方法
 3. 取付管設置標準図作成方法
 - 4. 占用申請書類作成の補足事項**
 5. 国・県管理道路の占用書類
 6. その他、ご連絡事項

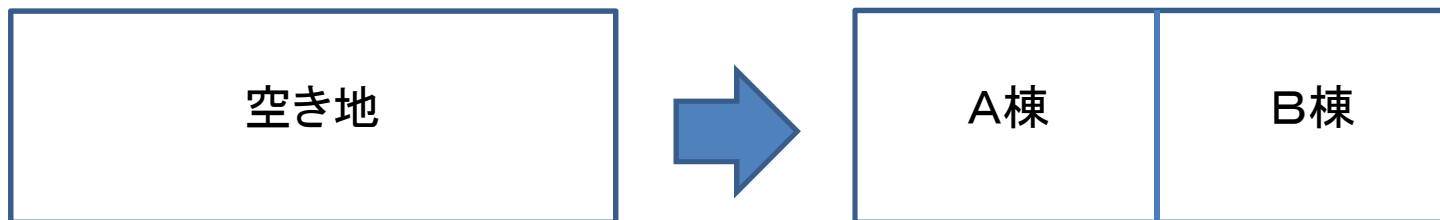
占用関連の補足事項

- ① 同じ路線で同時に複数本施工する場合
- ② 道路使用許可申請書
- ③ 保安設備、規制に関する案内

①同じ路線で同時に複数本施工する場合- 1

同じ路線で同時に複数本施工する場合、
占用書類をまとめた方が申請数が減るので効率がいい

下記の場合、給水管2本、取付管2本が必要になります。



バラバラだと、占用申請は4件

A棟: 給水管

A棟: 取付管

B棟: 給水管

B棟: 取付管

まとめると、占用申請は2件

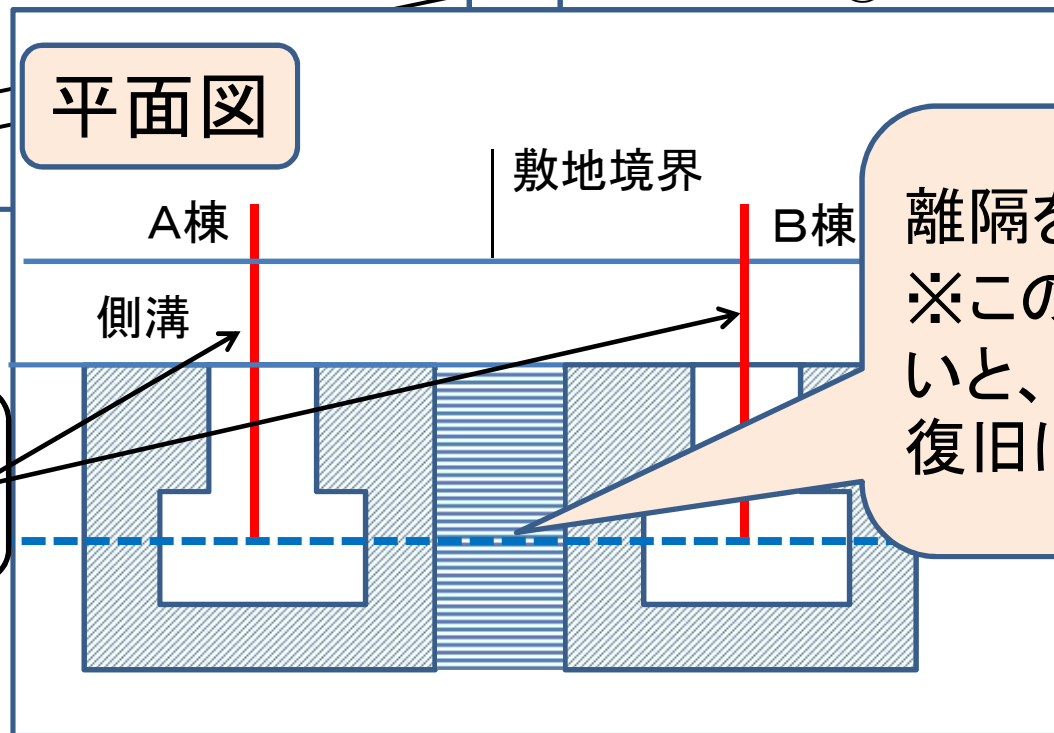
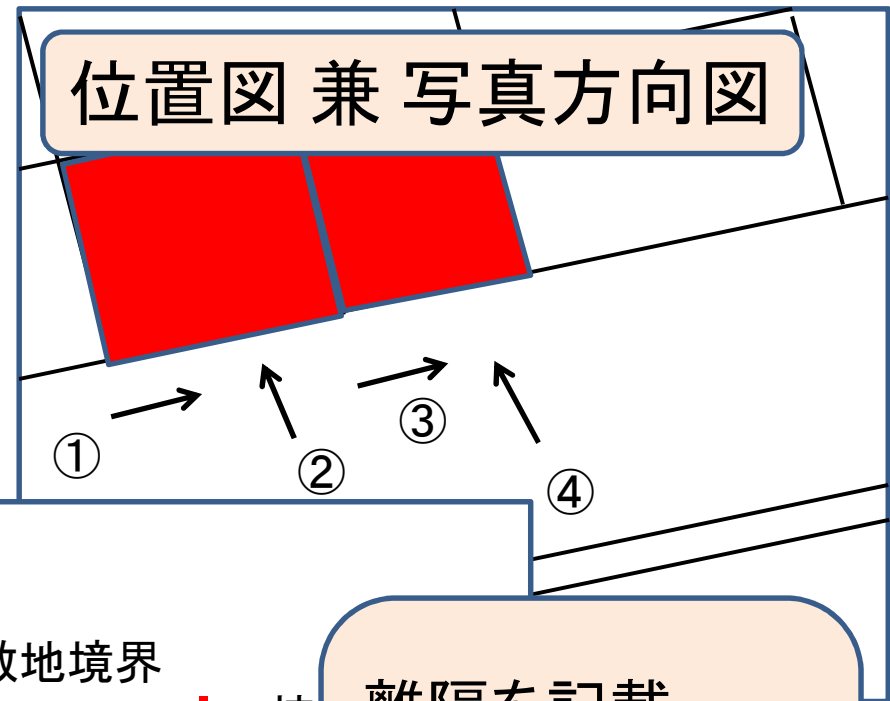
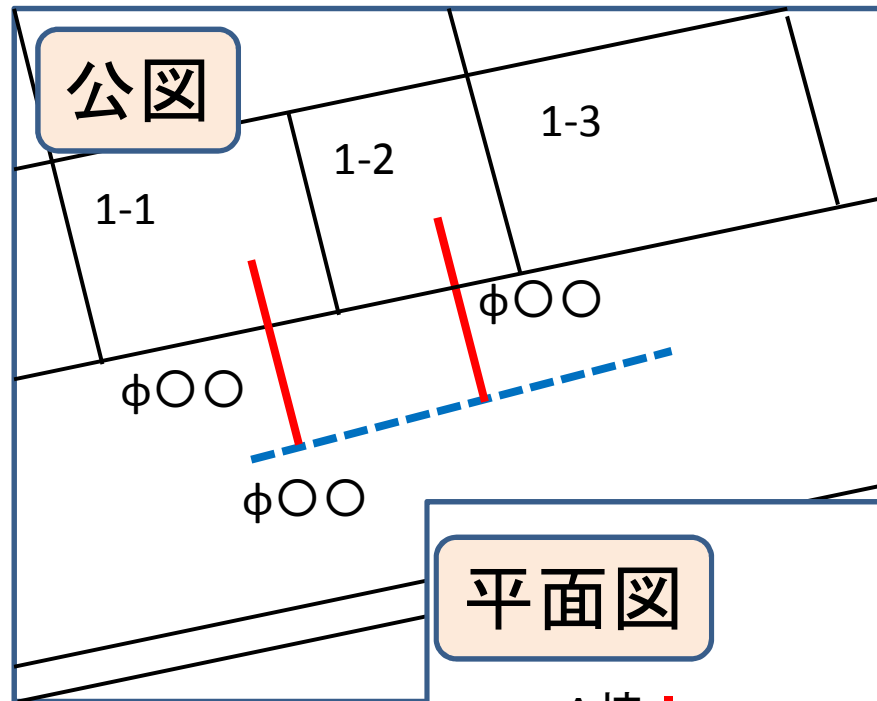
A棟+B棟: 給水管

A棟+B棟: 取付管

2件申請数が減る

※給水管+取付管を1つの申請で占用を取ることは出来ません。

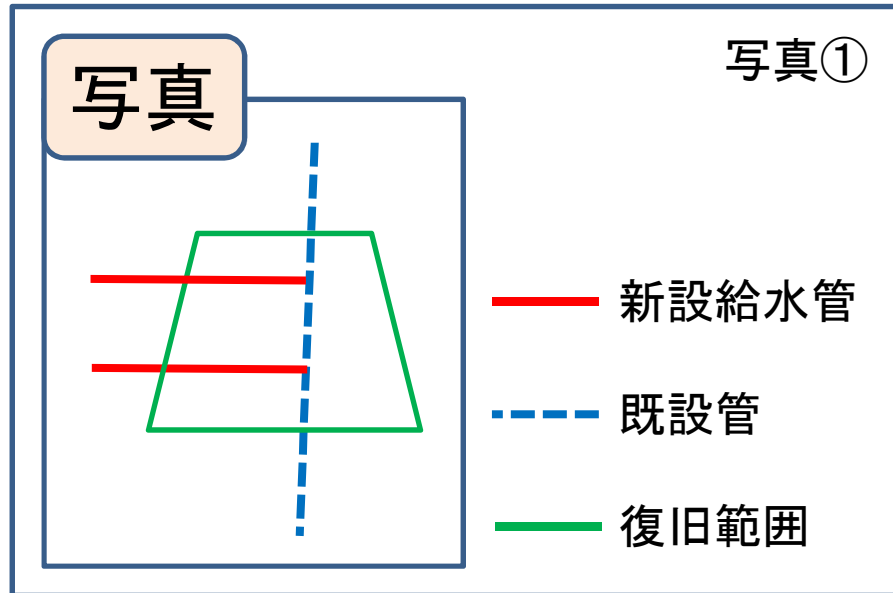
①同じ路線で同時に複数本施工する場合- 2



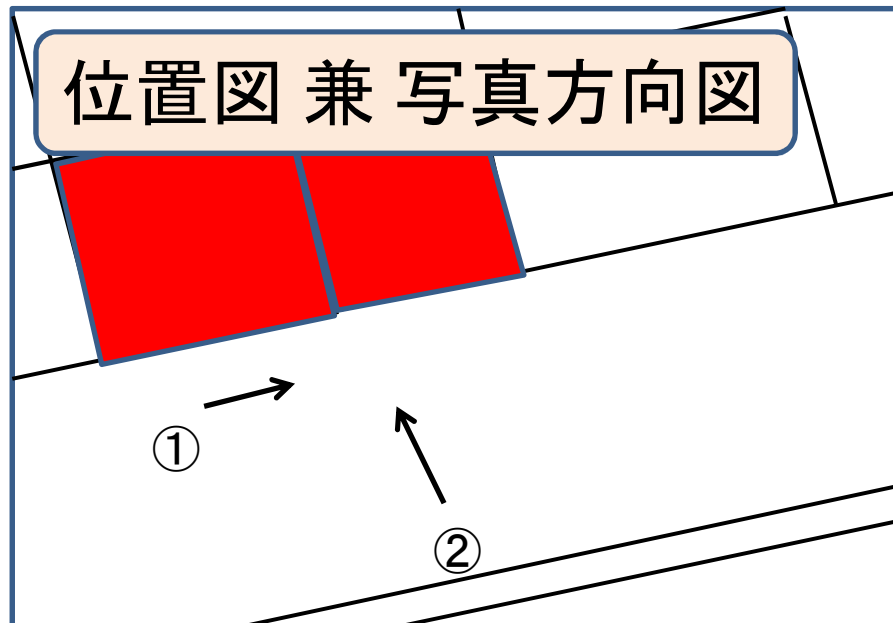
- ・上流人孔からの距離
- ・ $\phi\bigcirc\bigcirc$
- ・取付管延長を記載

離隔を記載
※この距離が短いと、つなげて本復旧になります。

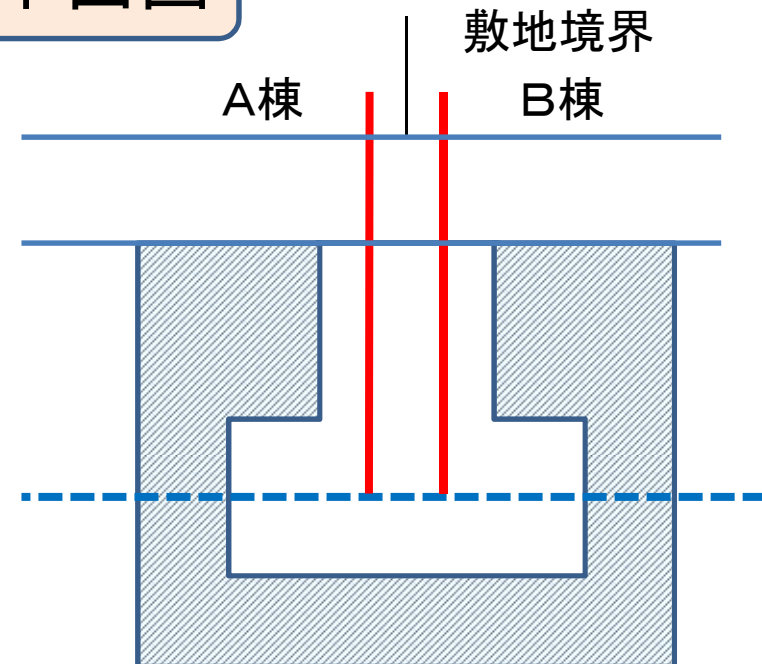
同じ路線で同時に複数本施工する場合- 3



同穴施行の場合は、下記のような記載方法になります



平面図



②道路使用許可申請書

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書
年 月 日

警察署長 殿

住所
申請者 氏名

道路使用の目的	
場所又は区間	
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
方法又は形態	
添付書類	
現場住所	
責任者氏名	電話

第 号 道路使用許可証
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	
----	--

年 月 日
警察署長 印

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

- ① 2部提出
- ② 県証紙 2,500円分
- ③ 添付書類は占用書類と同じです
(①公図⑨配管図⑩着手届は不要です)

※原本や記入例は愛知県警察のホームページにあります

※愛知県警察ホームページ参照

<http://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/koutsu/ko-kisei/douroshiyou.html#douro>

保安設備、規制に関する案内

- ①交通規制（特に通行止め）
近隣住民、学校等への連絡、チラシ配布

学校、こども園、消防、郵便、清掃、バス、自治区
など

- ②保安設備の徹底
- ③交通誘導員指導の徹底
う回路、規制時間等の案内

-
1. 占用申請について
 2. 占用申請書類作成方法
 3. 取付管設置標準図作成方法
 4. 占用申請書類作成の補足事項
 - 5. 国・県管理道路の占用書類**
 6. その他、ご連絡事項

県管理道路の占用書類- 1

基本的な必要図面・記載方法は同じです。

相違点

- ・追加で“工程表”が必要
- ・必要部数が多い
- ・占用申請と一緒に、道路使用申請も提出する

下記、チェックリストも用意してありますので、必要な際に職員にお申し付けください。

県管理道路必要書類		提出部数	チェック欄	
道路占用許可申請書 添付書類	公図	3	<input type="checkbox"/>	
	図面	位置図	3	<input type="checkbox"/>
		写真方向図	3	<input type="checkbox"/>
		平面図	3	<input type="checkbox"/>
		掘削断面図	3	<input type="checkbox"/>
		横断面図	3	<input type="checkbox"/>
	写真	3	<input type="checkbox"/>	
	工程表	3	<input type="checkbox"/>	
	保安設備図	保安設備図	3	<input type="checkbox"/>
		迂回路図	3	<input type="checkbox"/>
道路使用許可申請書 添付書類	道路使用許可申請書	2	<input type="checkbox"/>	
	図面	2	<input type="checkbox"/>	
	県証紙	2500円	<input type="checkbox"/>	
	保安設備図	保安設備図	2	<input type="checkbox"/>
		迂回路図	2	<input type="checkbox"/>

県管理道路の占用書類- 2

工程表

工程表

		○月																																
工種	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
準備工																																		
布設工																																		
養生工																																		
舗装復旧工																																		
片付け・検査																																		

施工時間
9:00~17:00

		○月																																
工種	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
準備工																																		
布設工																																		
養生工																																		
舗装復旧工																																		
片付け・検査																																		

		○月																																	
工種	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
準備工																																			
布設工																																			
養生工																																			
舗装復旧工																																			
片付け・検査																																			

		○月																																	
工種	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
準備工																																			
布設工																																			
養生工																																			
舗装復旧工																																			
片付け・検査																																			

※抑制期間中の施工はできませんのでご注意ください。

国管理道路の占用書類- 1

基本的な必要図面・記載方法は同じです。

相違点

- ・ 事前に"埋設確認の持ち回り"が必要
- ・ "工程表""施工理由書"等、追加書類が必要

「まず何をすればいいか？」をご案内します。

下記、チェックリストも用意してありますので、必要な際に職員にお申し付けください。

国管理道路必要書類		提出部数	チェック欄	
事前調査資料	位置図	1	<input type="checkbox"/>	
道路占用許可申請書 添付書類	埋設物件確認書	1	<input type="checkbox"/>	
	各埋設物資料	1	<input type="checkbox"/>	
	施工理由書	3	<input type="checkbox"/>	
	公図	3	<input type="checkbox"/>	
	図面	位置図	3	<input type="checkbox"/>
		写真方向図	3	<input type="checkbox"/>
		平面図	3	<input type="checkbox"/>
		掘削断面図	3	<input type="checkbox"/>
		横断面図	3	<input type="checkbox"/>
	写真	3	<input type="checkbox"/>	
	工程表	3	<input type="checkbox"/>	
	保安設備図	保安設備図	3	<input type="checkbox"/>
		迂回路図	3	<input type="checkbox"/>
	緊急時連絡先	3	<input type="checkbox"/>	
中部地区道路災害情報共有システム工事登録	1	<input type="checkbox"/>		

国管理道路の占用書類- 2

まず、位置図を料金課へ1部提出

位置図 S=1:5000



申請地：豊田市〇〇町〇〇番地
道路：国道〇〇号
位置：〇〇k p ~ 〇〇k p

料金課から、国土交通省へ提出します。

道路基準点案内システム

<http://www.road-refpoint.jp/kijunten/>

国管理道路の占用書類- 3

埋設物件確認書を使用し、埋設確認を行います

埋設物件確認書

下記の物件について地下埋設物件所有者の確認を依頼する。
 国部整名国(豊)第8号
 平成 年 月 日
 国道 号: ~ k p 下
 地下埋設物確認箇所: 豊田市 地内

名古屋国道事務所 豊田維持出張所長 印

下記のとおり確認いたしましたので報告いたします。
 平成 年 月 日

住所・会社名
 担当者氏名
 連絡先

埋設物件	地下埋設物件所有者			確認 欄	確認日	確認内容
	支店名	連絡先	担当者			
水管	豊田市	水道整備課				関係機関に確認し、押印してもらう
下水道管	豊田市	下水道施設課				
電力線	中部電力	豊田営業所				
電力線	中部電力	豊田電力センター				
通信線	NTT西日本	豊田支店				
	NTTドコモ	ドコモ東海				
	NTTコミュニケーションズ	豊田支店				
	中部テレコミュニケーション	岡崎支店				
警察管路	管制管路、 規制管路	愛知県警本部				

意見がある場合は別紙(任意)に記入

料金課が国土交通省から受け取った後、工事店様にお渡しします。
 埋設確認の結果を反映した図面を作成してください。

-
1. 占用申請について
 2. 占用申請書類作成方法
 3. 取付管設置標準図作成方法
 4. 占用申請書類作成の補足事項
 5. 国・県管理道路の占用書類
 6. その他、ご連絡事項

その他、ご連絡事項

今回の資料、取付管土被り計算に必要な資料は、HPに掲載します。

(市政情報⇒上下水道局⇒料金課)

The image shows a screenshot of the Toyota City website. At the top left is the Toyota City logo and name. The main banner features a sun and the text 'とよがるた' (Toyogartata) with a car. Below the banner is a navigation bar with several menu items: 'くらしの情報', 'イベント情報', '施設情報', '事業者向け情報', and '市政情報'. The '市政情報' (Municipal Information) item is circled in red. A blue arrow points from this item to a sidebar on the right titled '市の組織' (City Organization). In this sidebar, '上下水道局' (Water and Sewerage Bureau) is circled in red. Another blue arrow points from '上下水道局' to a detailed view of the bureau's structure. In this view, '料金課' (Rates Section) is circled in red. A third blue arrow points from '料金課' back to the '市政情報' menu item.

豊田市 TOYOTA CITY

サイトマップ 携帯サイト スマートフォンサイト
色・文字サイズの変更 Other languages

みんなであつめる、とよたのいろは
くわしくは クリック!
WE LOVE とよた

イベントカレンダー
来て！見て！買って！卸
売市場一般開放
まであと
1日

くらしの情報 イベント情報 施設情報 事業者向け情報 市政情報

市の組織

- 経営戦略部
- 企画政策部
- 総務部
- 市民部
- 地域振興部
- 生涯活躍部
- 子ども部
- 環境部
- 福祉部
- 保健部
- 産業部
- 都市整備部
- 建設部
- 上下水道局
- 教育委員会教育行政部
- 教育委員会学校教育部
- 会計課

上下水道局総務課
上下水道局企画課
料金課

工事等の契約、広報・広聴、工事の検査、技術指導、上下水道局
料金・下水道使用料、上下水道の使用開始・中止の受付、
合せください

上下水道の経営計画、上下水道事業の財政・出納、審議会などに関
上下水道事業の企画、計画、調査、研究及びマネジメント
上下水道の使用開始・中止の受付、検計、屋内給排
こと

ご清聴ありがとうございました。

